

平成30年6月11日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 4番 碓 勝 征 7番 吉 富 隆 10番 寺 崎 太 彦	2番 吉 田 豊 5番 漆 原 悦 子 8番 大 川 隆 城	3番 田 中 静 雄 6番 井 上 正 宣 9番 原 田 希
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 野 口 敏 雄 総 務 課 長 高 島 浩 介 財 政 課 長 坂 井 忠 明 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 中 島 洋	副 町 長 森 悟 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 ま・ひと・じと性銀 建 設 課 長 河 上 昌 弘 住 民 課 長 三 好 浩 之 日 高 泰 明 住 民 課 長 福 島 敬 彦 税 務 課 長 小 野 清 人 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 係 長 江 崎 智 恵	

議事日程 平成30年6月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	2番 吉田 豊	1. まちづくり創生（前任者からの引き継ぎ内容） 2. 老人福祉対策 3. 農業の振興（上峰町の産業の中心は農業であると思うがどうか） 4. イオン閉店対策
2	1番 向井 正	1. 空き家対策について 2. 公共交通について 3. 公園整備について
3	3番 田中静雄	1. 教育子育て支援について 2. 人口増への取り組みは 3. 三上北、町道南北線東西2号線の道路整備（請願済み）について 4. 三上南と吉野ヶ里町立野間の排水溝の安全対策について
4	8番 大川隆城	1. 学童保育の充実にむけて 2. 学校施設の整備について 3. 幼児用遊具の整備について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。議長からの質問の許可が出ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目に、創生室長にお尋ねします。

4月に課長、室長おかわりになっていますが、前任者から、4項目掲げておりますが、どのような引き継ぎを受けたのかをお尋ねしたいと思います。その1番として、企業誘致についてどのように引き継ぎを受けたのか、そしてなおかつ、どのような考えを持っておられるのかについてお尋ねをします。

2番目といたしまして、上峰町の人口規模について、適正人口は上峰町においては何人ぐらいが適当であるかということについてお尋ねをしていきます。

3番目として、道の駅構想についてでございますが、中心市街地の再開発についても、道の駅構想が中止になるというふうに現在まで聞き及んでおりますので、どのような構想で進められるのかについてお尋ねをします。

4番目といたしまして、上峰町のシンボルであります鎮西山の再開発について、どのような構想で進められるのかについてお尋ねをいたします。

次に、2番目といたしまして、老人福祉対策でございますが、インセンティブ事業の、4月からインセンティブ事業について新しい事業が開始されましたが、事業の内容と実施時期について詳しく説明をいただきたいと思います。

次に、3番目といたしまして、農業の振興についてでございますが、何といたしましても、上峰の中心産業は農業が主であるというふうに思いますが、3点についてお尋ねをしております。

まず1番目として、道の駅が設置される場合については、恐らく産直コーナーが当然設けられると思いますが、いかがでしょうかということでお尋ねをしております。

2番目といたしまして、産直コーナーが設置されますと、多種多様の種類の農産物が必要であると思いますが、どのようにお考えになるのでしょうか。

3番目といたしまして、多種多様の種類の農産物を確保するための施策の考えということでお尋ねをしております。

4番目といたしまして、イオンの閉店の対策でございますが、イオンの、町長からの説明では、イオンが閉店という表現をされていますが、5月25日付の上峰町商工会からの要望書を見ますと、撤退という文言が使われておりますが、閉店と撤退というのはかなり意味合いが変わってきますので、どちらが正しいのか。それに対する対策をどのように町長お考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、まちづくり創生（前任者からの引き継ぎ内容）、質問要旨1、企業誘致について執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。私、4月1日から、まち・ひと・しごと創生室長を拝命いたしました河上と申します。これまでに引き続きよろしくお願いを申し上げます。

吉田議員の質問事項1、まちづくり創生について、要旨1、企業誘致についてに関して答弁をいたします。

企業誘致の取り組みは、外部の経営ノウハウや技術、顧客、ネットワーク、販路を導入する意味で、地域の生産性の向上に大きく寄与するものと考えております。企業立地の新たな潮流として、物流、医療、福祉といったサービス産業のプレゼンスが向上してきているというふうに考えております。

従来、自治体が主要な誘致対象としてきた製造業などに加え、自治体の特性や環境に応じたサービス産業を組み合わせ、ターゲットの視野を広げていくことも考えなくてはならないかと思っております。

次に、工業団地への工場建設といったような従来型の企業誘致だけではなく、企業買収やPFIの導入など、企業による進出形態が多様化しており、既存の成果指標であります新規誘致企業数や雇用創出数などのみでは投資効果を把握することが困難であり、雇用継続や生産性の向上など、新たな指標を開発する必要があると考えております。こういった事象に対応していくためには、官民連携による民間ネットワークの導入や、専門的知見の活用などが必要になってくるものと考えております。これらの潮流は、企業立地政策の潮目でもあり、ハードや補助金のみに依存せず、特徴を生かした独自のターゲット設定や、企業との関係構築が求められているものと考えておりますが、現状において、ドラスチックに対応、変更していくということではなく、現状の潮流を見据えながらも従来からの民有地とのマッチングなど、両にらみでの政策展開を検討しております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

企業誘致についての考え方については、今、河上創生室長からお答えをいただいたわけなんですけど、いずれにせよ、企業誘致をすることについては、何ととっても、土地がなければどうもなりません。先日の佐賀新聞にも、佐賀県有地に佐賀駅の東側の農協会館の北側にソフトのゲーム会社が進出するようになった報道がなされたんですが、上峰町においても、やはり誘致をするならば、するための手段として企業誘致をね、まず、土地利用の見直しをして、どの辺に企業を誘導区域として指定して、その土地を買い上げて、町有地として初めて企業誘致ができていくと思うので、まず、企業誘致をするためには、用地買収が必要なので、用地買収にも手がけるかどうか、その点について室長の考えをお尋ねします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員おっしゃるとおり、確かに土地がなければ何も進まないのではないかという御指摘かというふうに思っております。考え方はいろいろあるかと思えます。先ほどもちょっと私申し上げたとおり、今、企業誘致の形態というものが大分潮目が変わってきているということをお知らせしました。企業買収、あるいはPFIといった民間資金を活用したところ、土地の購入も含めて、そういった動きが今活発になされてきているというところがあります。順番といったしましては、まずはそういった民間資金の活用ができれば一番いいかなというふうには思っております。

そして、2番目に考えられるのは、現有であります既存の町有地の部分を活用するやり方、そして、民有地で遊休地になっておるようなところのマッチング、それでいよいよ適地がないとか、そういった場合にはいよいよ用地の買収等によっての企業誘致が必要になってくるかなというふうに考えておりますけれども、一応そういった順番で私どものほうでは今考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

理論的には河上課長が言われることはわかるんですよ。例えば、今お答えになった民間資金の活用とか、既存の町有地を活用するとか。既存の町有地がどこかにあるんですか、遊休土地が。ないじゃないですか。だから、誘致を、企業誘致をする土地があつてそこに方法としてPFI方式を持ってきたり、民間資金の活用を図って、できるだけ町の財源が要らないような方法を持ってくるというのはわかるんですよ。しかし、土地がなければ全く始まらないじゃないですか。だから、そのための土地を必要と思うけれども、買う気があるのかなかということをお尋ねします。よろしくお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

土地を買う気があるかないかというお話なんですけれども、土地を購入するにおいても、まず、その企業さんがどのあたりの土地を求めていらっしゃるのかという、まず適地のマッチングというのにも必要になってまいります。順番的には先ほど申し上げたとおり、PFIで土地を買うこと自体も可能ではございますので、そういった民間資金に余力があるかどうかというのを一番初めに考えなきゃいかんと思っております。ですので、順番的に踏まえたところで、それでもなおかつ、適地も希望しているようなところに見つからない、PFI等の手法を使っても、なかなか民間の資金調達は困難ということも考えられた場合に、最終の選択肢として町がというようなことは考えられるかというふうに思っております。現状において、今、率先してというような状況にはないかというふうに思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

この問題に入ってくると、鶏が先か卵が先かという話に、同等の話になってくるようでございますので、結論はなかなか難しいと思うんですが、やはりその創生室の意気込みとしてそれを見せるためには、もちろん言われたPFI方式を活用したと、これはいいと思います、方法的には。しかし、まず、どこに誘導するかぐらいの町の、今のたまかに言うと山間部が企業誘致地域、中心部が住宅地域、南部がその水田、農業用地域というたまかな土地利用区分がありますけど、ただそれにこだわっておっては、私は上峰の新しいまちづくりというのは不可能だと思うんですよ。だから、最初に言ったように、土地利用の計画を見直してでも、どこにどういうものを持ってくるという、それぐらいの大胆な計画を私は立てていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は。（「いい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「2番に行ってください」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、人口規模について答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、まちづくり創生について、要旨2、人口規模についてに関して答弁をいたします。

国勢調査によりますと、昭和55年、1980年ですけれども――に総人口が6,682人、10年後の平成2年、1990年ですが、これには総人口7,534人、平成12年、さらに10年後ですけど、2000年になりますが、総人口8,672人、平成22年、2010年に総人口9,224人と、昭和から平成にかけて右肩上がり推移をしてきました。住民基本台帳ベースでは、平成25年、これは2013年ですけど、これの8月の9,628人をピークに、平成30年4月末現在で9,551人と、ピーク時と比較して若干微減になっております。

なお、平成27年国勢調査におきましては、人口増の市町として鳥栖市、3,828人の増、それと江北町68人の増、上峰町59人の増、吉野ヶ里町6人の増の順で3位という結果になっております。

また、上峰町まちづくりプラン後期分野別計画では、平成33年度における人口の予測値を9,170人、目標値9,210人、平成72年、2060年ですけど、これの人口目標を7,800人としておりますが、現状においてはピーク時と比較して微減ではありますけれども、おおむね人口規模の維持がなされているものと考えております。

人口減少は、あしたからの生活に直ちに大きな影響はなくとも、今後、経済、暮らしのさまざまな面に影響を与える可能性は高いと考えられます。これまで我々が経験したことのない人口減少に単に不安を抱くのではなく、できるだけ早期のうちに歯どめをかけていくことが肝要かと考えていると同時に、人口規模の維持と増加方策をリンクしながら手法を検討し

ていきたいというふうに考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

統計的に言われると、まさしくそのとおりだと思うんですが、昭和の時代のマスタープランのころから、上峰町の人口は大体適正規模1万人ということでずっと踏襲されたんですね。前北村室長にも、そういう経緯を申し上げたところ、自分としても1万人が適当であるかなというふうなお答えをいただいていたわけですが、じゃ、今の河上課長は、1万人の昭和時代からのマスタープランに掲げた上峰町の適正人口1万人ということについては否定をされるのでしょうか、それとも、肯定でしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

否定か肯定かと言われると、大変難しい質問を頂戴したところでございますけれども、私として個人的には、もちろん1万人あれば大台に乗るとうれしいという感覚は持っております。しかしながら、昭和から平成にかけて、いわゆる産業構造も含めて、インフラ整備も含めて、そういったところで人口も右肩上がりという状況とはちょっと現在、違うというような認識も持っております。これから先、縮小社会が訪れてまいります。そういった際で、どのように人口を維持していくかというのが全国的な課題になっておりまして、それに備えた形での施策を今の段階からいろいろ検討しながら打っていくということが非常に肝要かというふうに考えております。

現状1万人というのは、確かにマスタープランとか、そういった形で私も過去に目にしたことはございます。ですので、本来、目標都市1万人とおくのもとってもいいことではあるんですけども、そういった縮小社会の現状を考えますと、その目標とする年代、どこにポイントを置くかによっても、ターゲットとする数値というのは変わってくると思うんですけども、やはり平成72年、つまり2060年の人口目標7,800人ということで、かなり低減したような状況で設定をしておりますけれども、私としては、現状、つまり現在の9,551人が4月末の人口状況でありますので、なるべく9,000は割りたくないなというような形で思っております。そういった形で、いろいろなところで定住施策等も考えていきたいというふうに思っておりますし、その定住の人口という考えプラス、人口に関しては交流人口という考え方もございますので、その交流人口を拠点整備化をして、ふやしていきたいというような両にらみで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

一つの考え方で申し上げますけど、例えば、1番で取り上げた企業誘致をすることによって、上峰からの転出者を抑制するわけですね、就業場所を確保して転出者を少なくすることによって現状を維持していくという考え方もあるでしょう。私が言いたいのは、適正人口が

1万人ということに考え方が持ってこられるならば、1万になるための宅地分譲を行政がやっても違法じゃないと思うんですね。みやき西部土地開発公社を活用したりなんかして。幸い上峰町の立地と申しますか、地形的には中学校の東側にも今回、民間による宅地分譲がなされております。それから、私のところの裏、役場の東側には今度アパートが3棟ほど建つ、その後、また1ヘクタールぐらいの宅地分譲がなされる予定になってはいますが、民間に頼っておっては、ちょっといつまでかかるかわからないから、行政において、創生室において年次計画を立てて宅地分譲をしていって、何年後には人口1万人に持っていくぞという、そういう新しい発想で取り組む必要があるんじゃないかというふうに考えますが、創生室長、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

人口規模について、吉田議員のほうからのお尋ねでございます。

先ほど総合計画、これまでの過去の総合計画上の目標は1万人にしておりますし、総合戦略上も目標を掲げておりますが、人口減少時代に入りまして、どのように目標を掲げるかということが今のやりとりの根底に置くべきものだというふうに思いますけれども、私は人口の目標というよりも、人口の世代間の割合というのが最も大事だというふうに思っています。ピラミッドが、そのピラミッド型として、逆ピラミッド型でもおわん型でもなく、ピラミッド型として、小さな自治体も、大きな自治体も形を整えていくことが必要だという認識であります。本町と鳥栖市、そして、先日お伺いしましたが、名古屋市は、約、同じような形の年少人口割合、生産年齢人口割、老年人口割合ということで、非常によいピラミッドの形をしていたものの、近年、上峰町におきましては、生産年齢人口の大量な老年人口への移行ということで、この部分が少し崩れてきているということが見られると思います。よって、多くの働く世代の方々に、町内に転入していただくための施策をつくること、そしてまた、私のこれ、仮説ですが、20年、30年置きに、やはり住宅地というのは移しかえていかなきゃいけないというふうに思います。上峰町がこれだけ人口を維持できてきたのは、近年はミニ開発続いておりますけれども、ある程度まとまった集合の住宅地を20年、30年ごとに移しかえてきたことによって、このピラミッドを崩さず維持できた。もちろん、そこには人を呼び込むための大きなランドマークたるものがあったということも一つの条件になっているものだろうと思いますけれども。

ですから、申し上げたいのは人口を維持、ピラミッド型の人口割合を維持するための必要な住宅地の形成でございます。民間によって開発が進めていただければ、それをまず第一義的に推し進め、それで足りないようであれば、本町による、あるいは行政による宅地開発というのもあり得るんだろうなというふうに思いますが、大切なのはミニ開発をいろいろつけ加えていくということよりも、大きな集合エリアをつくっていくことが大切じゃないかというふうに考えてございます。

○2番（吉田 豊君）

町長がいきなり出てきてびっくりしたんですが、これも今町長がお答えになったそういう経緯については、やはり佐賀県が開発した切通地区の工業団地、日本農薬とか入っていますね、あそこの団地。その後は東部中核工業団地、そこに就労の場が出てきたから人口は流出せずに生産年齢人口の流出に歯どめをかけて現状維持がずっと出てきた、そういう背景が私はあると思うんです。だから、先ほども申し上げましたように、企業誘致を急いでください、そのためには土地が必要だから土地ば買ってください。

一つ一つ取り上げていけば、今、町長が言われたような形にもなると思うんですが、じゃ、土地利用の計画を見直して集合住宅の促進地域ですか、転入促進地域か何か大きく見直して、そういう集合住宅のできるような団地をつくれればいいじゃないですか。民間に任せるんじゃないで、行政がもう少し旗振りをしなさいということを私は言っているんです。

参考までに申し上げますが、普通、不動産屋さんが土地の売価を決めるのは素地の大体3倍らしいんですよ。素地がもともとの原価、それに潰れ地、道路とか、そういうユーティリティの潰れ地とか事業費ですね、それが3分の1、業者さんの利益が3分の1、それで大体素地の3倍が売価のつけ方ということを経験したことがあるんですが、町で行えば開発公社なんかを活用して団地をつくってあげれば、企業の利益分は要らんわけですね。そうすると、今の分譲価格の3分の2の価格ぐらい。今度、発売になっています中学校の東側あたりも坪大体100千円と。100千円ぐらいするのを坪60千円か70千円ぐらいで売ったら、飛びつくように売れるんじゃないですか。私はそういうふうな発想を持って取り組んでいただきたいなというふうに思ったので、この質問事項を上げたんですけど、いかがでしょうか、町長、お答えいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

まず、企業誘致についてでありますけれども、企業の誘致は、私は今、議員がおっしゃったとおりで、企業と公共事業を中心に地域経済を回しながら、そこに雇用が生まれ、域内の在住がふえたということはありますけれども、現在はまさに働き手不足でございます。地方創生で、再生と言わずに創生という言葉を使う理由は以前申し上げましたけれども、昭和40年代、50年代の企業誘致と公共事業では日本丸はもう回らないと。そのときに、磨き上げを行ってこなかった農業、林業、水産業、3次サービス産業に磨き上げを行うこと。すなわち、生産性を高め、域内消費というのを高めていくということが今、創生事業の根幹にあると思っております。よって、企業の誘致については、積極的にする必要はないと思っています。働き手が不足するときに雇用をつくったところで本当にこれから、もう既にあらわれてはいますが、企業内の雇用は非常にうまくいかないような状況でございます、私としましては、企業誘致のために巨額の投資を行うというよりも、まさに室長言われましたように、マッチングを進め、あるいはオンデマンドの工業団地を造成することに予算を

しっかりきめ細かく使うべきじゃないかというふうに思います。

また、企業誘致の話にちょっと脱線してしまいましたけれども、域内の住宅エリアにつきましては、まさに民間が進めていただけるのであれば、それが最もよいわけですね。行政の予算を活用せずにですね、その住宅施策が進むということであれば、それが最もよいわけですが、ただし、民間だけに任せられない領域があるとすれば、それはやはり、域内の人口を増加させたい世代というものをちゃんと考えた、例えば、子育て世代住宅等を政策として行っていくということは非常に有効だと思いますし、行政の施策として人口ピラミッドを、このきれいな形成のまま整えていくために資する事業だと思いますので、その点はあり得ると思いますが、そうした、どういう方々にどういう町にしていきたいかという考え方なしの単なる町営住宅、あるいは住宅形成というのはよろしくないのではないかとこのように思っています。

○2番（吉田 豊君）

町長からちょっと気になる発言がありました。企業誘致について積極的に進める必要はないと思うということなんですが、確かに、今、働き手不足というのは社会現象としてそれはわかります。しかし、上峰町の町内の若者たちが働く場所の提供は私は必要だと思う。それを進めていかないと、やはり人口の流出に歯どめがかからんような状況になってくると思うんです。そのためには、民間主導ではなくて、ある程度行政もかかわり合っていないといけない。そのためには、やはり町が所有する企業誘致のための土地を確保する必要があると。先ほど一番最初冒頭申し上げましたように、佐賀市にスマートフォンのゲーム会社が進出するわけですが、製造業では人口不足がかなり、労働人口が少ないわけですが、そういうサービス業的な、第3次産業的なものについては、まだ、結構今の新卒の大学生あたりは興味を持って就職活動されておるようなマスコミの報道もあっていますので、いかなる事業主体を持ってくるかというのは選択の一つであって、その選択をする前の土地が必要じゃないかというふうに考えますので、仮に企業が出たときに、企業が進出して雇用の場ができて、住宅地がなければ何も人口がそこに定住する形にはならないと思うんですね。だから、これはもうセットで進めるような、私は問題じゃないかというふうに思いますが、町長いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

企業誘致について、議員から積極的に進める必要がないという言い方にはちょっと問題があるのではないかとこのように御意見だったと思いますが、私は工場団地を造成して誘致をお願いするというやり方自体もちょうと問題があるのではないかとこのように思います。例えば、その企業によって建てたい形式とか、どのように立地させたいかという変え方は違うわけでありまして、ですから、話があったときに、その企業のオーダーメイドでしっかりつくっていくということが大切ではないかというふうに思います。

また、私が念頭に置いた発言は、2次産業の工場等でありますけれども、やはり総合戦略にも書いておりますが、もし積極的に企業誘致を進めるとしても、やはり産業が関連するもの、町の総合的な計画、あるいは戦略というものをつくっておりますけれども、これらに整合する産業を誘致、積極的に進めるべきだと思っております。いろんな会社がただあればよいということではなくて、やはり本町として、議員も後ほどの質問で掲げておられますが、農業関係を一つの柱として、加工であったり、域内生産を高めるということであれば、それに関連する産業の誘致。ですから、サービス産業、あるいは農業関連ICT企業、こうしたものを総合戦略上は誘致対象と決めながら誘致を進めていきたいと考えているところです。

繰り返しになりますが、地方創生で言われているのは、企業誘致は積極的に進める必要はないと、これは大臣がおっしゃっておられます。そうしたものよりも、農業、林業、水産業、3次サービス産業、これら昭和40年代、50年代にしっかり磨き上げを行ってこなかったこれらの産業をしっかり磨き上げることのほうが大切だということでございます。

○2番（吉田 豊君）

この点については、今後も引き続き協議をさせていただきたいと思っております。ちょっと時間の関係もありますので、2番の項についてはこれで終わります。進めてください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、道の駅構想について執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、まちづくり創生について、要旨3、道の駅構想についてに関して答弁をいたします。

道の駅という名称は、国土交通省で道の駅のシンボルマークや文字を国土交通省道路局長名で商標登録しており、シンボルマークの著作権も有しますので、申請を行い、登録がなされた後に初めて道の駅という名称を使うことが可能となるものです。本町では、道の駅として登録することを目指してはおりますが、現段階において道の駅としての名称を呼称することができないため、以後、便宜的に言葉を地域振興施設に置きかえております旨御承知のほどまずもってお願いをしたいと思います。

基本計画の中では、町内の北部、中部、南部の3つのエリアを想定し、エリアごとの立地条件を検証いたしました。1つは、上峰町の中心部に向かっていく県道沿いに工業団地が建ち並び、東脊振インターも近い立地条件である北部エリア、次に、策定段階では大型商業施設、飲食店、病院などが建ち並び、商業施設等が集積している中部エリア、そして、古くから米、麦作を中心とした農業が営まれており、田園風景が広がって上峰町の農業の中心となっている南部エリアとしておりましたが、今回中部エリアでは残念ながら大型商業施設の閉店決議がなされてしまいました。これにより、状況に変化が生じていますが、交通環境の地の利や

他の商業施設とのアクセスなどを考えると、その事象をもって案を排除するというのではなく、有力候補地と捉え、さまざまな可能性を含め検討する余地はあると思われま

す。また、将来的な道の駅設置構想に向かっていくため、その運営手法及び事業規模の試算などを計画上に落とし、全体として運営していくためのスキームを構築していくための関連予算を今議会で計上しております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

道の駅は許可制で使えないから、地域振興施設という表現に切りかえということについてはわかりました。後でも出てきますが、イオン周辺は好適地ということで考えておるということでございますが、後でまたイオンのところでも申し上げたいと思いますが、いずれにせよ、今の計画を踏襲して進めていくということに変わりはないということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

有力候補地というふう考えております。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨4、上峰町のシンボル、鎮西山開発について執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、まちづくり創生について、要旨4、上峰町のシンボル、鎮西山開発に関して答弁をいたします。

基本計画策定時において、外部からも稼げる山として本町を代表する観光拠点化を目指し、再整備の策定を行っていましたが、今般はその実施に向けて実施計画を行っていくこととなります。例えば、町内にはほかに温泉宿泊施設やお食事どころが点在しておりますが、車で15分程度の地の利もあり、現在ある社会資源を有機的に結合した観光プランづくりをしていくことで町内の回遊性を高め、滞留滞在人口をふやしていくことを目指していく考えに基づいております。

今回、関連経費について補正予算として計上しておりますが、基本計画で掲げる目指すべき姿や求められる機能の具現化を検討し、供用開始後の健全な運営の指針となる計画の策定や住民説明会を実施し、再整備に関する考えを説明し、参画の打診と意見を求めたり、管理業務以外でイベントの開催やコンテンツ、サービスの開発など、地域住民と連携した取り組みに関して協議を行うことに加え、ターゲット層に係る調査を行うことで利用者のニーズを抽出し、運営計画の参考とさせていただくことを考えております。

また、運営計画策定委員会を開催し、将来ビジョン、提供コンテンツやサービス、プロモーション、運営体制、収支計画、予算措置、今後のスケジュール展開などについて協議し、

計画に反映することもあわせて検討していく考えでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

基本的な考え方については、今お答えをいただいたんですが、やはり町外からの観光を誘導するという形になると、以前、私、全員協議会か何かでも申し上げたと思うんですけど、日本人は往々にして日本一という言葉に弱い人種、私はそう思っているんですね。したがって、人が集まってくるようなメイン施設というのをどうしても設けなければならないと思うんですよ。以前も提案——提案じゃないですけど、言葉の節々にも申し上げたんですが、思い切って日本一の大観覧車でもつくるぐらいの、もうびっくりするような構想を立てていただきたい、そのように要望をして、要望でとめておきます。この項についてはこれで終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、老人福祉対策、質問要旨1、インセンティブ事業の内容と実施時期について、それについて執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項2、老人福祉対策について、要旨1、インセンティブ事業の内容と実施時期についてに関して答弁をいたします。

健康意識の向上や生活習慣改善等の健康づくりの取り組みを継続することで生活習慣病の発症や重症化予防を行い、将来的な医療費抑制につなげる事業として、栄養面と運動面の両側面から個人へのインセンティブ提供を進めております。

栄養面では、国保被保険者のうち特定検診受診者及び保健指導を利用された方につきまして、減塩食品と交換できるクーポン券を提供いたします。

運動面につきましては、国保被保険者及び一般の方で各種検診を受診された方全てに町内の運動施設を体験できるクーポン券を提供し、同時に、運動関連グッズ、歩数計と交換できるクーポン券を提供いたします。

実施につきましては、7月下旬より随時行ってまいります。

また、町内のジムと業務提携を行わせていただいた中で、現在、健康づくりに取り組んでおられる方や、今後、会員となられる方につきましては、支援の方法について協議を行っております。個人へのインセンティブ提供は、保険者努力支援制度の評価指標ともなっていることから、広報活動等を通して取り組みの推進を行ってまいりたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

減塩食品のクーポンについては、実際私も交付を受けて活用させていただいたのでわかり

ますが、今後、そのスポーツ、運動面についても随時進めていくというお答えをいただいたと思うんですが、随時というのは非常にわかりにくい言葉で、もう少しスピードを上げてもらいたい。なぜならば、4月の末だったと思うんですが、私は上坊所地区の敬老会に入っています。上坊所地区は部落主催の敬老会がありますが、その席に初めて町長においでいただきました。そのときに老人クラブの会員さんにスポーツジムの今後支援をしていきますよという発表をなされたわけですね。それから約2カ月ぐらい進んでくるわけですから、もう少しスピード感を持って進めていただかないと、町長が地域においでいただいて考え方を進められても、それがなかなか実践の効果があらわれないということが今後引き続きますので、もう少しスピーディーに事を進めていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま吉田議員からの、スピーディーに事業をとということでの御質問だったかと思えます。現在、既に会員となられている方の利用状況等の検証を4月から行ってまいりました。また、町内のスポーツジム2カ所については現地の確認に担当職員と参ったところでございます。町から発送した無料体験のクーポンを利用希望者の方に送った場合、一定の期間に集中をいたしますと、ジムの運営にも支障を来すということが考えられますことから、細かい調整を行う必要がございました。体験中にけが等の事象が発生した場合などの対処についても、慎重に現在協議を行っているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

会員の実態調査を進めて詳細についてやっていかなければ現場に混乱が発生するということでお答えをいただいたんですが、細部について気を配ることはもちろん大切ですが、スポーツジムで混乱することはあなたが考えることじゃなくて、ジムの設営者が考えることではないかというふうに私は思う。だから、町民の対象の方々が進んで、そのジムに通われるような体制を提供していくのが健康福祉課長の、私は役目だというふうに考えております。

これについては、私がなぜ、以前の課長のときから申し上げてきたんですが、私が体力の衰えを実感したからですね。だから、やっぱり40代ぐらいからの筋力をそのまま維持して年を重ねていけば、介護人口が大幅に減ってくるんじゃないか。先日の報道では、現在70万人の要介護者が25年には700万人にふえると、これは厚生省が発表したわけですね、厚労省が。そうなってくると、私たちの介護保険なんて保険料払えませんか。だから、もう全て今の国の方策というのは対処法です。こうなったからどうするかと、それだけですね。そうならないためにはどうすればよいかという予防対策は全くなっていない。だから、予防することによって介護者が減れば介護保険料も減ってくるわけですから、長い目で見ればそちらのほうが町民、あるいは国民に対しても有利な方法じゃないかというふうに考えたものですから、

この項目を過去1年ぐらいですかね、河上課長とやり合って、やっとこのインセンティブ事業が出たんですけど。だから、そういうことを考えていくと、先ほども申し上げましたが、そういう場の提供、利用できるような方法を提供するのが健康福祉課長であって、ジムで混乱するのはジムが考えて解決をしていくはずですから、調査ももちろん大切なことはわかりますが、そういうふうには私は思うので、いま一度、答弁をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほど吉田議員が申されましたように、私ども行っておりますインセンティブ事業の将来的な目標としましては、医療費の抑制へつなげることとなっております。介護保険も同じような考え方になりますが、健康づくりというものを住民の皆様意識の定着をさせていただいて予防につなげるということが一番の目標でありますので、このインセンティブ事業の取り組みについては、スピーディーにということを御指摘をいただきましたので、個人的な詳細な説明も含めまして、取りかかってまいりたいと思っております。

以上で答弁終わらせていただきます。（「オーケーです。進めてください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、農業の振興（上峰町の産業の中心は、農業であると思うがどうか）、質問要旨1、道の駅には、産直コーナーが当然設けられると思うがについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項3、農業の振興（上峰町産業の中心は、農業であると思うが）について、要旨1、道の駅には、産直コーナーが当然設けられると思うがに関して答弁をいたします。

さきにも述べましたが、今回、関連予算の議決をいただければ、将来的な地域振興施設設置構想に向かっていくため、その運営手法及び事業規模の試算などを計画上に落とし、全体として運営していくための資金を構築していく考えでございます。

その中では、ニーズ調査、アンケート分析、農水産物や加工品に関する調査、施設整備に係る関係者や団体のヒアリング、運営手法の検討、事業規模の試算などを盛り込んでいくこととしているところでございます。

地場の農産物に触れていただく機会を設けることは、他所より訪れる方々にへの絶好のPR機会でもあり、町の知名度を上げていくことにも貢献する内容と考えております。

農水産物や加工品の調査やヒアリングを盛り込んでおりますので、集計分析を踏まえ、どのような製品を取り扱うか、供給体制に問題ないかなどを検証し、訪れるであろう人々のターゲットを明確にし、戦略的な組み立てを行おうと考えているところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、設置されるとすると、多種多様の種類の農産物が必要であると思われるがについて答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

答弁の前に、一言御挨拶をさせていただきます。

4月から産業課長を拝命しました日高泰明と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、吉田議員質問事項3、農業の振興、要旨2、設置されるとすると、多種多様の種類の農産物が必要であると思われるがについて御答弁いたします。

産直コーナーというところで現在の町内にあります農産物直売所としますと、上峰むらの農産物直売所とJAグリーンみやき「産直よりみち」があります。新鮮な野菜を提供されていると聞いておりますが、やはり農産物の品ぞろえが豊富なほうが多数の集客につながるどころであると考えるところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですかね。

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、多種多様の種類の農産物を確保するための施策の考えはについて執行部より答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

2番吉田議員質問事項、農業の振興、要旨3、多種多様の種類の農産物を確保するための施策の考えはについて御答弁いたします。

農産物の園芸作物の作付の推進につきましては、国の経営所得安定対策等における産地交付金によりまして推進を図っているところでございます。国の施策においても、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するところを、この産地交付金の使途として、地域で定めるところとしておりますので、これを活用しながら、また、フォアスを整備した圃場において、これを活用して露地野菜の取り組みを推進するところでも農業の収益力の向上につながるところで継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

全て関連があるので、先に回答をいただいたわけですが、日高課長にお尋ねですが、露地野菜を幾ら推進しても、ない時期があるわけですね。露地では。そうすると、やっぱりハウ

スを、小さなハウスでもつくっていただいて、年間を通じて出荷していただかないと、欠品の状態が出ると客は確実に減少します、と私は思います。したがって、私も、よりみちの開設当初からよりみちの会長を5年ぐらいやったんですが、そのときに感じたのが、新しい野菜を導入して、直接私が出店したんですが、土地があれば農家というのはすぐまねをするんですね。そうすると、2人、3人ふえてくると価格競争をやります。自分のところのを売りたいために。そうすると、やっぱり所得を度外視してでも売りたいという形で、もうたたき売りをするんですよ。それをすると、長続きができなくなるわけですね。採算合わないわけですから。そういうことを考えると、やはり多種多様の農産物を作付していただくためには、会員を登録させて生産する農産物まで登録をしていただいて競合をある程度抑制する必要があるんじゃないかというふうに思います。その中で、登録された農産物を年間を通じて出荷していただくためには、簡易なビニールハウスぐらいは設置が必要となってきますので、それに対する補助金、例えば、ここの会員の100坪ハウス設置運動か何か、適当な名前を考えて、そして、補助金を流してハウスをつくって、そして年間を通じて出荷していただく。それによって、顧客が年間を通じて直売所においていただくような施策を考えられないかどうかということを私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員の施設野菜の取り組みについて御答弁いたします。

施設野菜の施設の補助につきましては、県の佐賀園芸者育成事業とタイアップしたところで町のほうでも予算化し、実施しているところでございます。議員御指摘のとおり、露地野菜、トンネル工法などの簡易的な施設をつくっての助成については、この補助金の対象となっております。御指摘のとおり、施設を、ちょっとした施設をつくって露地野菜等を進めていくところはもちろんあるかと思えます。町のほうでも施設園芸について何かしら補助ができないものかというふうなところで検討はしております。御指摘のとおり、裏作の露地野菜については表作があるもんですから、裏だけ大きな施設をつくるというふうなところでは、施設の野菜が出ない時期がもちろんあります。そういったところで、施設をつくっての野菜の作付になりますが、何分施設の補助、施設の経費的なところは多分にかかるところで、それに踏み出される方もなかなか少ないかなというふうなところが、現状が、少ないかなという現状が見受けられます。

会員登録等につきましては、JAの部会等がありまして、このところで会員の皆様募ってイチゴ部会、アスパラ部会、そういったところでされているところと思いますが、何分そういったところからも、こういった施設についての要望等は上がってきているところでありまして、今後、町といたしても検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

私もよく直売所には家内と一緒に行くんですが、売れているところ、はやっている直売所というのは、顔の見える農産物です。だから、先ほどJAの部会の云々ということ言われたんですけど、それは全く関係ない、直売所にはですね。一番この辺で近いのが、唐津のうまかもん市場に行ってみてください。百何十人の写真がばんと館内に張られています。この方がどういうものを出しておるかというのを書いてあります。だから、今、課長は表作があるから裏作だけだというふうな考え方なんですけど、要は所得制なんです。米をつくらずに野菜つくって、それだけ所得があれば誰も米つくらんで野菜つくりますよ。そのためのハウスの設置費用が少しかかるから、それに対する助成を出したらどうかということなんです。そして、年間を通じて会員の方登録したら、年間を通じて、その作物を出してください。それをするによって助成金も出しますよという、そういう一連の交付金、助成金の考え方がどうかということをお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の通年的な施設の補助についてというふうなところで御答弁申し上げます。

先ほどの答弁と重複するところもあるかと思いますが、恒久的な施設を設けての施設の補助につきましても、町のほうで検討をしているところがございます。国、県の補助金と絡めまして、町のほうでも今後とも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、イオン閉店対策、質問要旨、イオン閉店の詳細な報告をについて執行部に答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉田議員の御質疑の、イオン閉店対策、イオン閉店の詳細な報告をということで御質疑が上がっております。

先日、5月22日にイオン九州株式会社が閉店についてのお知らせということで、対外的に公式発表をされました。イオン九州株式会社は、2019年2月28日をもって上峰町のイオン上峰町を閉店することを決定いたしましたので、お知らせを申し上げます。続きまして、1995年3月に開店以降、地元のお客様の御支援を受け、23年間営業を続けてまいりましたが、お客様へのニーズへの対応及び期待されるサービス対応が十分にできないと判断し、今回、閉店をすることを決定いたしました。店舗名は、イオン上峰店、開店日が1995年3月18日、所在地が上峰町大字坊所1551の1、店舗面積が2万2,765平米、従業員数148名ということでございました。

冒頭の質疑の中に、総括質疑の中に、閉店とは店舗が、閉店と撤退はどう違うかというお

尋ねもありましたけれども、正しいかどうかわかりませんが、閉店とは店舗が閉まることで店舗を畳むことでもあります。撤退とは拠点を引き払って退くという意味で考えますと、当該店舗の土地利用が今後どのようなことになるかということが明らかにならない限り、この点はイオンさんが使っている言葉を活用したほうがよいのではないかというふうに思いますので、閉店という理解をいたしてごさいます。

このイオン上峰店ですが、町としては店舗跡地の取得を検討してまいりたいと思います。今議会で上程している計画をまとめるための関連予算を活用し、今秋をめどに活用策をつくり、スピード感を持って取得を進めてまいりたいと考えています。

国道事務所、佐賀国道事務所や県によれば、1日、おおよそ北茂安三田川線と34号線で約3万台の車が通過する、そこの分岐に位置するイオン上峰店でございます。店舗面積、敷地面積は2万2,000平米以上ございすし、町が整備を検討してきた中心市街地の中心に位置しているということで、先月にも町商工会のほうからも、跡地活用の検討依頼を受けたところでございす。

町としては、この跡地エリアについて、県内唯一の陵墓がございすけれども、都紀女加王陵墓ということで、国造として統治していた歴史を表現したランドマークになること、あるいは佐賀、鳥栖、久留米の分岐点であり、県民の交流拠点機能がより充実すること、また、タクシー、公共バス、コミュニティバスなどの交通機能の最適化と普及が進む電気自動車の拠点として、充電拠点としても役割が必要ではないかというふうに考えてございす。

以前、ある学者さんのお話をさせていただいたと思いますが、町に人だまり、活性ができる必要4条件は、温浴施設と歴史的史跡と、人を呼ぶ公共施設とGMS等の商業施設という条件があるようございすので、これらの考え方を念頭に跡地の活用、土地の取得に向けた動きを進めていきたいと考えてございす。

○2番（吉田 豊君）

私も閉店と撤退の違いについて、広辞苑でも調べました。今、町長が言われたまさしくそのとおりと説明されておりましたが、私がここで申し上げたいことが一つあるんですが、上峰サティが当初出店したときに、上峰の小売店業者さんがかなり閉店に追い込まれているわけですね。それから、町民から町内外から買い物客が来て、上峰サティも大きく成長していった時代もあったと思うんですが、やはり採算が合わなくなったから閉めますよという、それじゃ余りにも企業が無責任過ぎるんじゃないかというふうに私は思うんですね。閉店に追い込んだその背景には、サティの進出があるわけですから、やはり例えば、ふるさと納税の返礼品をサティにも——今現在イオンですか、イオンの商品券を使うとか、そういう行政からのバックアップをしてでもやっぱり無理なのかどうか。もう決定されているから、そういう議論の場はないというのか、その点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

今わかっている事実は、イオン上峰店が2月28日をもって閉店するというごさいます。その閉店か撤退かの違いは、まさに先ほど申しましたように土地利用の問題でございまして、土地利用の形によっては、新たな、どういうエリアになるのかという姿図も見えてくるものでございまして、その姿図の中に、イオン再入場みたいな話があるかというお話だと思いますけれども、それはいまだわかりません。この土地利用を、土地の取得をどのようにしていくかによって、大きく影響をしていくものだと思いますし、私どもはフラットな考え方で、この土地については取得を進めていくべきだというふうに考えているものですから、先ほどの答弁となりました。

この地域については、長く町に影響を与えてきたものと思います。当時は、中小商工業者さんに大きな影響を与えたとも聞き及んでおりますし、その中小商工業者さんがこの大型GMS内に店舗を構えて御商売をされた時期もあるやに聞いております。近年は、中に位置しています専門会社さんの皆さん方はですね、転出をされているという状況があったとも聞いております。時代とともに、23年間たちましたので、まさにイオンが御説明をされているように、お客様へのニーズへの対応及び期待されるサービス対応が十分にできないというふうに現在判断されたものであり、閉店については決定をしているものと御理解いただければと思います。

○2番（吉田 豊君）

イオンさんの閉店について報道がなされた後、町民の皆さんからもかなりどうなっているんだということでお尋ねをいただいたこともありますが、町民の皆さんの驚きもさることながら、非常に困惑されていると思うんですね、町民の皆さんも。よそごととおったんですが、買い物難民が町内でも出てくるというふうに考えざるを得ない。こんなときですから、以前、全協で申し上げましたが、ピンチをチャンス、ピンチをチャンスと捉えて逆転の発想から、町長も跡地の取得を考えておるといふような発言もなされておりますが、もう私は進んで町有地にしていただきたいと。それをすることによって、今度は進出される業種について、町長がチェックをできるんですね。イオンさんがそのまま閉店された後、民民で取引されるとどういふ業種が来るかもわかりませんが、町長得意のプロポーザル方式で町のホームページに、こういう土地がありますから、大規模商店さんいらっしゃいというコマーシャルでも打てば、町が、数億円規模にはなると思うんですが、数億円出して町が買った土地でも、買った値段でその進出事業者に売買をすれば実質損はないというふうに考えますが、ぜひとも町有地にして、そういう町民が望む大規模店の進出につなげていただければなというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

この土地につきましては、取得の方向で検討するというごさいまを申し上げました。あくまでも、相手様のあることなので、今後の協議次第だと思いますけれども、そうした行動を起こ

さなければいけない、私は上峰町の状況にあるというふうに判断をいたしております。この大きな影響を与える判断だと思っておりますので、発言は慎重にしていきたいと思っておりますが、やはり取得の方法についてもさまざまな形態があると思っておりますし、議員からの御要望も頭の中にとどめおきながら対応を考えていきたいというふうに考えてございます。

補足は創生室長から行います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現状におきまして、当該大型商業施設の運営会社におきまして、会社の意思表示といたしまして公式に出ているものは、当該店舗を来年の2月末に閉店するというアナウンスのみでございます。当該商業施設の土地や建物につきましては、運営会社が所有しているものではありませんが、今後、その財産をどのように処分するのか、利活用するのかについては何ら示されておられません。裏を返せば、まだ会社として方針が決まっていないのであれば、ある程度町としてコミットをしていく余地はあるのではないかとというふうに考えることもできると思っております。

現段階ではさまざまな可能性がございますけれども、町として取得を検討という方針をされたわけでございますので、現状であれば、さまざまな意見を運営会社のほうに打診することは可能かというふうに考えております。

また、現状では可能性含みの話ということにしかありませんが、相手方がある話でもございます。ひょっとすると、既に何がしか用途の案があるのかもしれないです。そのあたりは折衝を重ねないと見えないこともありますので、今後の動向にも注視していきたいと思っております。

現段階では、コミットしていく余地を最大限活用したいという趣旨で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

土地の管理について運営会社がやっておるということでございますので、とにかく手おくれにならないように最大の努力をしていただきたいというふうに申し上げて、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで2番吉田豊君の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、通告順のとおり、1番向井正君よりよろしく願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんおはようございます。1番向井正です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく3つ質問させていただきます。

最初に、空き家対策についてでございますが、近年、少子・高齢化や核家族化が進む日本では、社会全体の構造が大きな転換期を迎えておりまして、これからなお一層空き家がふえることで、近隣の環境への影響などさらに問題が多くなることが懸念されております。

この空き家対策でございますが、3月定例での説明では、新年度早々にも新しい構成メンバーでこの空き家対策推進協議会の開催をとということでございましたが、その後のこの進捗についてお伺いをいたします。

2点目に空き家バンクについてでございますが、これはかねてより住民課のほうでバンク開設に向けての準備が進められていたかと思えます。4月より所管が創生室ということでございますが、空き家バンク開設について室長のお考えをお伺いいたします。

2つ目に、公共交通についてでございますが、現在、新たな公共交通網として通学用の大型バスの買い換え、それから、通学巡回併用の中型バス、それに乗り合いタクシーなどの導入に向け準備が進められております。そこで、この乗り合いタクシーでございますが、事前予約によって自宅、指定施設間をドア・ツー・ドアで利用できるといったこの便利さは大きいと思えますが、住民の皆さんが気になっているのが料金の件かと思えますので、この料金設定に関してのお考えをお尋ねいたします。

最後に、公園整備についてでございますが、鎮西山再整備構想計画が進められておりまして、昨年来ですね。この30年度はいよいよ実施計画策定ということでございます。先月、全協においても大まかな説明等伺いましたが、この再整備に当たって一番重要なのはコンセプトであろうかと思えますので、その辺について、先ほど吉田議員も質問されておりましたが、よろしく願いいたします。

2点目に、堤土墨跡公園のトイレ改修に関してでございますが、今年度、土墨跡公園の版築、土層展示施設の屋根及び土層断面の露出展示の改修工事等が予定されております。文化財の施設の復旧ということで大変いいことだと思うのですが、公園に常設するトイレが以前より使用できない状態で放置されたままでございます。施設等の整備の充実をされるのであれば、やはりトイレの改修といったものも必要だと思うのですが、お考え

をお伺いいたします。

以上、3項目について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、空き家対策について、質問要旨1、空き家対策の進捗はについて、執行部より答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。私のほうから1番向井議員の御質疑でございます、質問事項の1、空き家対策についての要旨の1でございます、空き家対策の進捗につきましてについて答弁をいたします。

3月定例会におきまして、空家等実態調査業務の進捗状況についてお伝えをしたところでございますが、その後の進捗についての御報告をいたします。

空家等実態調査業務委託が完了をいたしております。地図情報システム等を活用いたしまして、現在81件の空き家管理を行っているところでございます。これから日々変化していきます空き家情報の収集に努めまして、この情報につきましても更新をしていく予定としております。今年度につきましては、3月議会におきましても申しましたとおり、上峰町空家等の適正管理に関する条例の第6条に基づきまして、空き家等の対策を協議するために上峰町空家対策推進協議会を設置します。上峰町空家等対策計画の策定を順次行っていくということとしております。

私のほうから以上でございます。

○1番（向井 正君）

今、進捗について伺ったところでございますけれども、第1回目のこの協議会を4月、新年度早々に立ち上げるということであったんですが、じゃ、今6月でございますが、まだこの協議会は開催されていないということなんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。

まだ委員会等、第1回目あっていないかという御質疑でございますが、4月に入りまして、まず委員の選任にすぐ取りかかりました。委員の選任に取りかかりまして、一応各機関ですね、取りまとめて、参考までに申しますと、産業関係の代表といたしまして、一般社団法人佐賀県の宅建取引業協会のほうからお願いをしております。それから、2番目に地域の住民の方の代表といたしまして、区長会の会長、それから地権者、有識者としまして司法書士会からの代表、それから、同じく有識者といたしまして、佐賀県地方法務局のほうからお願いをしております。それと有識者として佐賀県東部土木事務所、それから町会長であります町長が認める者といたしまして、社会福祉法人の上峰町の社会福祉協議会、それから上峰町の民生児童委員協議会、以上、会長を含めまして8名によりまして協議会を立ち上げるという

ことで決定をしたところでございます。そして今、推薦依頼を全部、全所からいただきまして、第1回目の会議の日程調整に入っているところでございます。6月、この議会終了後、早々にでも開催をしたいというふうに考えておるところでございますが、なかなか日程の調整がちょっと、今しているところで、6月末から7月上旬ということで第1回目を考えているところでございます。

スケジュール感をちょっと御説明させていただきますと、この空き家対策、上峰町の空家等対策計画といたしまして、この策定に当たっての会議を年4回ほど持ちたいというふうに考えております。第1回目を先ほど申しましたとおり、6月中に行えれば6月、それから7月上旬までには行う、第2回目は8月、第3回目を10月ぐらい、第4回目を12月ぐらいにというふうに計画をしているところでございます。それを取りまとめまして、31年1月から2月には町民からのパブリックコメント等をお願いいたしまして、そして、4月に上峰町空家等対策計画の公表というふうに順次進めていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

今、課長のほうから構成メンバーの説明と思う、いただきました。この新しい構成メンバーで6月、近々6月にでも第1回目の協議会を開催されるということで伺ったところでございます。

この空き家対策を進める上で、やはり今課長から御紹介のあったそれぞれの専門知識をお持ちの方々がこのメンバーとして加わって、この空き家対策の計画書の策定に今後着手されていかれると思っております。やっといよいよ空き家対策が始動していくわけでございますが、3月の定例で現在の町内の空き家の状況、また、現地調査も済まされ、AランクからB、C、Dとランクの分類もされ、Aランクが修繕不用で使用可能な状態、これが13件、Bランク、多少の修繕が必要48件、Cランク、再利用には大規模改修が必要13件、それからDランク、倒壊のおそれ、また危険性があると、これが7件といった、そういった全戸です、先ほど課長が言われたように81件の空き家の報告を受けているところではございますが、Aランクはかなりいい状態ということで、Bランクにつきましても、多少修繕すればすぐにも利活用できると。AランクとBランクで六十数件ということで、7割、8割近くがこのA、Bランクに入っているわけでございますけれども、ただ、Aランク、Bランクの空き家につきましても適正管理がなされていないと、やはりCとかDにランクが落ちていく、そういった可能性、おそれもあるわけでございますので、その辺は所有者に対する適正管理の必要性といったものを推進していくことも必要ではないかと思っております。

また、Cランク、Dランクの空き家につきましても、かなり状態的には悪いんじゃないかと思っております、やはりこの周辺の生活環境の保全というものを図るためには、これ何

らかの措置を講ずる必要もあるかと思えます。特に、Dランクの空き家につきましては、倒壊のおそれがあるということで緊急性を要するものと思えますので、早急にこの協議会のほうに諮ってもらって対応を進めていくべきではないかと、そういうふうに思っているんですが、Dランク7件と報告を受けているんですけど、その辺をどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質疑にお答えをいたします。

先ほど言われましたとおり、Dランクにつきましては、もうこの議論を当初から始めまして、特措法によります特定危険空家として認定をされているであろうと言われるランクでございます。そのランクにつきましても、今協議会の中におきまして定めてまいります上峰町の空き家等の実施計画により計画書の策定におきましても定める予定でございます。その中で、特定空家等に対する措置等及びその他の措置ということで一応考えておりまして、特措法は当然にして親法でございますので、もとにしまして、その基準に基づきまして、上峰町の空き家等の対策推進協議会で意見を求めて対処していきたいというふうに考えております。

当然、その協議中にでも危険ではないかとかいうこともやはり出てくることは情報収集によってあるかと思えます。そういったときにおきましても、そのときにも適時その協議会の中でも臨時的な協議会の招集も諮りまして、措置の優先度ですね、特定空家の周辺建物と道路等への悪影響が高いもの等に対する優先度等も選考いたします。それから、措置内容の検討、特定空家に対する措置を行うためにどうしていくかということの把握、それから、調査に基づきまして、住民への影響等の調査等、措置の内容を決定するに当たりまして町の協議会の意見を最終的には求めていくということを目的としたいと考えております。

当然、特措法にございますとおり、まずは助言、指導から入っていききたい。そして、助言、指導になかなか応じられないというところによりましたら、当然にして勧告、そして、命令を行う、そして、行政の執行ということで、最終的にはそういう形で特措法に、親法に基づきました措置ということを目途として考えていきたいというふうに考えております。

そこには、当然にしまして町の財源等にもかかってくることもございますので、まずは、一番は所有者の把握でありますとか、相続が必要であれば相続人の調査分の細部分におけるところまでの調査をもって、その方との交渉をまずは持ちたいというふうに考えます。そういったところから、本人様になるべくその空き家対策をしていただくというのを念頭に考えて、行政の執行という形のところまで最終的には持っていかなくてもいけないのかというふうに考えております。一応そういったことで、特定危険空家、危険である空き家というDランクに対する考え方については協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

私から以上でございます。

○1番（向井 正君）

今、説明いただいたわけですがけれども、Dランクの空き家が7件あるということもございますけれども、これからその協議会のほうで判定、認定といったぐあいで進めていかれるかと思うわけでございますけれども、その作業というのはですね、まず取り急ぎ早目をお願いしたいということ、今、段階的にということをお話を伺ったわけですがけれども、やはり今、何というんですか、台風でも大雨でもちょっと余りすごい規模が大きくなっていますので、いつ何どき住民というか近隣の住民に被害が及ぶおそれがありますので、なるだけこのDランク7件の空き家ですがけれども、その中でも前回、何件かがこの特定空家に該当するのではないかということもあったんですけれども、この7件が大体どうなんでしょうね、特定空家に該当するのか、その辺はいかがでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員がおっしゃいましたとおり、数字といたしまして、現在把握しているところでは7件でございます。その7件の中には、2件ほど附属家が当然入っております。附属家も当然含めたところの7件でございます。一応、5件は一応特定危険空家であろうと言われるD判定でございます。そのあとの2件につきましても附属家とはいえ、やはり住民への被害を及ぼしたり、近隣への住宅への被害を及ぼすである可能性があるという空き家として捉えておりますので、そこも含めまして、今後の対応としましては考えていきたいというふうに協議会の中でも協議をしていきたいと考えております。

先ほど言われましたとおり、随時という私言葉を使いましたが、やはり緊急を要するというのもこれは当然にして考えております。今、環境系のほうでも、特に地域を回りましたり、区長様、または――からの情報、また、民生委員様たちからの情報等も収集して、やはりもう本当にやっぱり危険だよという形とか、そういったことでの情報を受けながら随時にとっていくという、行動を起こすということは特措法の中にもこれは親法でうたっていることを私どもも条例化もしておりますので、そういった緊急の対応の場合は、やはり緊急の協議を行い、会長を含めて協議を行い、そして、対応をもうしていかなければいけない事態というのを考慮しているところでございます。とにかく住民様等に御心配をかけないような対応をなるべくとっていただけるように、早く計画の策定を完成いたしまして、そして、まずは随時部分も含めてでございますけど、Cランク、Dランクにつきましての今後の対応等は早急に取りかかっていきたいというふうに考えます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

私から以上でございます。

○1番（向井 正君）

なるだけ早くですね、この危険空き家に対しては取り組んでいただくようお願いいたします。

それと、やはり空き家対策ということでは、住民の皆さんにも空き家を放置することによ

るデメリットや、先ほど課長が説明されていたこの空家特措法の正しい理解等について、やはりリーフレットか何かで、そういったものを作成して周知してもらうことも必要じゃないかと思っております。また、必要に応じてはホームページとか、この適正管理の情報、また、協議会での会議内容等の要点を掲載していくことも必要ではないかと思っております。そういった施策によってなお一層ですね、住民の空き家に対するこの関心も広がるのではないかと思うわけですが、その辺のこの情報提供ということに関してお考えをお尋ねいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員からの貴重な御意見ありがとうございます。まさしく私どもここで議論をしておりますが、住民の方々、なかなか特定危険空家は何なのかということで、なかなか御理解がないところはもう本当、多々あるかと私どもも承知をしておりますので、こういった協議会を開催するに当たって、そういったことの、先ほど申されましたとおり、協議会の設置の広報とか、それとか特定危険空家またはその空き家対策、それに今度は有効利用につきましても、全部含めましたところで広報紙、またはホームページ等を使いながらやっていきたいというふうに考えます。

それから、この中に、メンバーの中に佐賀地方法務局のほうも入っておられます。とか、その法務局の中でまた登記の法律等の改正も実はあっております、そういったことで、相続の関係等も、相続の関係による、これは空き家に限らず、要するに底地のほうでございますが、底地のほうの管理に関してもまた協議が、内容が徐々に少しずつ変わってきている部分もございますので、そういった部分も考慮しながら、ぜひリーフレット等も法務局等のお知恵等も、地権者の方々のお知恵等もかりながら、作成をしてから公表していきたいというふうに考えます。

今後、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○1番（向井 正君）

よろしく申し上げます。この空き家対策ということではやっぱり住民の協力は当然必要でございますし、住民に対するそういった情報提供は欠かせないと思っておりますので、その辺対応をよろしくお願いいたします。この項はこれで終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、空き家バンクの開設はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項1、空き家対策について、要旨2、空き家バンクの開設はに関して答弁をいたします。

現在、住民課のイニシアチブにより、空家対策推進協議会開催の準備が進められております。当室におきましても、当該協議会へコミットし、上峰町空家対策等計画の、対策計画の策定に参画をしていきたいと考えております。

当協議会の中では、倒壊等のおそれ、衛生上有害と思慮される、景観を損ねているなどの認定を行う特定空家と、貸す、借りる、売る、買うなど、後の利活用が可能と判断された空き家をすみ分けし、後者のものに関しては空き家バンクの設置により有効活用を図っていくという事業スキームを検討しております。

現在、空き家情報は、平成29年度の調査により空家情報管理システムによりデータベース化がなされております。空家対策推進協議会の進捗を見ながら、バンク開設の際の物件の紹介の仕方、見やすさ、容易なアクセス方法など、コンテンツ面での工夫を検討するとともに、当該協議会の中で生じる御意見などを精査し、実施内容を整理したいと考えていることに加え、実際に貸す、借りる、売る、買うといった対応ごとのスキームについて、全国宅地建物取引業保証協会や全日本不動産保証協会といった不動産業界の協会とのすり合わせなど、整理すべき課題が多いこともありますので、若干整理をしながらもスピーディーに行えるよう努力していきたいと考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

先ほど申しましたように、現在81件の空き家があるということで、昨年来、住民課のほうで実態調査、それからデータベース化、システム化を進めてこられて、また、空き家所有者への意向アンケート調査では58件の回収があって、町のほうでこの空き家バンクを開設の場合には21件の所有者の方々が登録、または条件によっては登録したいと、そういう回答もいただいているということでございます。

先ほど河上室長のほうから、これから推進協議会の協議内容等も図ってということでご伺っていたわけですが、町内の空き家の所有者のこのバンク利用に対する、そういった前向きな意向もあるということでございますので、空き家の利活用、いわゆる移住とか定住促進に向け、広域的に空き家を紹介する情報の提供手段としては空き家バンクというのは必要ではないかと思っておりますし、3月の前北村室長の答弁では余り前向きな答弁がいただけなかったということもありますので、ぜひとも早急にこの空き家バンクというものを立ち上げて、なるべく空き家の有効活用というものを図っていただきたいと思うわけですので、河上室長に、もう一度このバンクに対する姿勢をお願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

前室長と内容がそごするわけではないんですけれども、そこはちょっと御理解をいただきたいというふうに思っております。

私的には、空家対策推進協議会に進めるに当たりましては、空き家バンクの設置に関して

はマストだというふうに私自身は考えております。それで、空き家バンクを設置して情報を掲載するだけということであれば、極端な話、すぐにでもできるような状況ではあるんですけども、中身をいろいろ検討して、見ていただかないことには意味がないだろうというふうに考えております。また、移住、定住におけます促進制度の整備と絡めて実施することが一番いい良策ではないのかなというふうに思っております。

また、空き家情報だけを発信するというだけでもちょっと意味が薄いということになっておりますので、空き家バンク自体も、例えば、全国版の空き家バンクへの掲載とか、そういった効果がないと多少意味合いが薄くなってくるので、そこも総合的、戦略的に御意見を踏まえたところで、他の自治体の先行事例の好事例とかも参考にしながらそういったものを検討していきたいと、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

○1番（向井 正君）

それから、この空き家の利活用として、やはり所有者の皆さんにも利活用ということを進めていくというか、このバンク制度のこともあったり、そういったことを丁寧に説明して、この空き家の利活用ということを、推進ということを図っていくべきではないかと思っております。その辺も、所有者の皆さんにもやっぱり放っておくよりは人が入ったほうが、住んだほうがですね、この空き家も生き返ってきますので、その辺も十分説明して、できるだけ町で空き家バンクを開設の場合にはなるべく利用してもらうようにこれからも進めていただきたいと思っております。

それと、売買とか賃借とか、そういったことであれば、この空き家バンクのほうでの対応で可能かと思うわけでございますが、その他の利活用ということも十分考えられると思っております。例えばでございますけれども、ほかの自治体でもやっております町のほうで空き家をリノベーションして、体験移住用住宅に使用するとか、また、地域の子供たちとか高齢者まで集えるような、そういったコミュニティー施設などに活用するとか、そういったいろんな利活用もあるかと思いますが、その辺の町としての利活用のお考えというものをお聞かせ願えればと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず1点目のほうですけれども、登録予定者といいたまいますか、現状の所有者に対しての広報、周知をというふうな御意見かというふうにお見受けいたしましたが、実際登録する際には、当該所有者に関して必ず連絡をとらなきゃいけないというふうにはなりますので、その際にメリットとかを十分御説明上げた上で、なるべく登録のほうに向けてお考えいただきますよう、こちらのほうでも水を向けていきたいというふうな考えを持っているところでございます。

また、売買、賃借以外の利活用もということで、一例を挙げられましたように先ほどの空き家のリノベとか、あと、あるいは子供たちが利用するような施設というふうな形でも言わ

れてありましたが、町としてどの程度やっていくかというのは、現状におきましてまだ成熟していない状況ではございますけれども、場合によっては、例えば、敷地面積が広がったりとかであれば、それほど、先ほどの話じゃないですけれども、そういう企業誘致のマッチングとか、そういったことも可能になってくるような状況にはなってくるかと思っております。いろいろな方策を絡めながら、いろいろ鋭意検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○1番（向井 正君）

その他の利活用ということで、今、室長のほうから答弁をいただいたわけでございますけれども、町としてもこの活性化につながる利活用ということは取り組んでいただくようお願いしたいことと思っております。

それと、この空き家対策ということで、適正管理は住民課のほうで所管ですね、それでこの空き家バンクとか、それも含めたこの空き家の利活用という面では創生室が所管ということで理解してよろしいのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

空き家バンクにおきますその物件の利活用等につきましては、当室の所管というふうに御認識いただいて結構かというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

空き家バンクに関しては所管が創生室ということでございますけれども、その他の利活用ということで、例えば、先ほど申しました体験移住用のとか、コミュニティー施設とか、そういった場合にはどちらが所管になるのかというのをお尋ねしたんですけど。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

利活用の方法について、種々さまざまな用途が検討されるというふうに思っております。ですので、例えば、補助金の絡みとかがですね、例えば、子供用の物件であればそこで何がしかの、例えば、厚生労働省とか文科省とかの補助金にかかったりという場合もございます。ですので、全てが創生室というわけではなくて、そこそこの利用の目的に応じてその原課が対応していくというような形になるだろうというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

はい、わかりました。いずれにしても、この空き家対策に関するということでございますので、その辺、関係所管と連携を密にとってこの空き家対策に取り組んでいただくようお願いいたします。この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なし認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項2、公共交通について、質問要旨、乗り合いタクシーの料金設定はについて、執行部より説明を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

向井議員の質問事項2、公共交通について、要旨1、乗り合いタクシーの料金設定はに関して答弁をいたします。

現在、予約型乗り合いタクシーの利用料金につきましては、県内市町の状況や既存のタクシー料金設定を考慮し、新運行形態に移行した場合、利用者にとって大きな負担にならないような、また、有効に利用していただけるような料金の設定を協議しております。極端な価格設定を行った場合、タクシー業界に対する民業圧迫が生じる可能性もあることから、他の公共交通機関と共存共栄を図り、足りないところは補完し合うことで地域の公共交通網を有機的に構築していくことが必要かと考えております。また、定期券の導入を検討しており、定期券購入期間に応じた割引率の設定など、利便性を向上させ、かつ利用者の負担の影響を考慮した仕組みづくりを、今後も上峰町地域公共交通活性化協議会の中で十分に協議を行ってまいりたいと思います。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

この乗り合いタクシーの料金につきましては、前課長のほうからもタクシー料金の半額程度、300円程度になろうかという、そういったお話も聞いているわけですが、この乗り合いタクシーの導入の大きな目的の一つは、公共交通の空白地域の解消と、もう一つは、いわゆるドア・ツー・ドアという便利さで高齢者の外出機会を促すと。また、その増大に貢献するということかと思えます。

他の自治体の乗り合いタクシーの実施状況を見ましても、おおむねこの利用者の8割近くが高齢者になっておりまして、特に女性の高齢者が多いと、そういった調査結果も出ているところでございます。

さて、この料金でございますけれども、現在、のらんかいを往復200円で利用されていた方にとって、予約をすればドア・ツー・ドアで利用できるという、この乗り合いタクシーの

便利さを差し引いたとしても、仮に乗り合いタクシーの料金、1乗車300円の料金となれば、往復で400円の出費がふえることになるわけでございまして、日ごろから今まで利用されていた利用者側からすれば、かなり大きな負担差額とを感じる方が多いのではないかと考えております。

先ほども江島課長のほうからなるだけ低料金でという業界、ほかのタクシー業界との兼ね合いとか、そういうのも勘案した中で、なるべく低額のことを説明で受けたわけでございますが、やはり乗り合いタクシーを運行するとなれば持続可能な運行をということで、料金はもちろんある程度必要ということは理解するところでございますが、利用者も、いわゆる交通弱者であったり高齢者の方が多いと思いますので、料金においてはできるだけ利用者負担軽減ということを考えた設定が必要ではないかと、そのように思います。

私個人的には、巡回バスが今までどおり1乗車100円とすれば、この乗り合いタクシーのほうは1乗車200円くらいに抑えていただければ、何か利用者のほうも気軽に外出機会のほうもふやせるんじゃないかと思うわけでございますが、もう一度その辺、江島課長のほうに答弁をお願いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

利用者の負担を200円ぐらいの設定ではどうかという御質問をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、定期券の導入を検討しておりまして、期間の設定によりまして割引率の変更等も考えております。そちらのほうで、初乗りの料金から半額ぐらいの設定でということをご予測しておりますけれども、料金の設定につきましては、定期券の購入をしていただければ、そこからもう少し安い料金でできるのではないかとということで、定期券で補完が可能かということで考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

割引制度ということで、定期券なりの発行で何とか割引制度をつくっていきたいということでございますが、もう一つ、免許証の自主返納者とか、また障害者の方とか、そういった方たちへの割引制度ですか、こちらのほうのお考えも、以前ちょっとお伺いしたときには、今行われているのが巡回バス、のらんかいのバスが自主返納者の方に対して100円のところを半額の50円で実施されておりますけれども、この乗り合いタクシー導入の際もそういった自主返納者などに対する割引制度というものも一緒に考えていただきたいと思っているんですけど、その辺はいかがでしょう。

○健康福祉課長（江島朋子君）

免許証の自主返納者に対するの対応はという御質問だと思います。

新運行体制になりまして、現在、料金を免許証の自主返納者に対しては半額の50円ということで設定しております。また、障害者の免許証を提示していただければ、その方たちに

ついても割引をしているところがございます。新運行制度になりましても、今現在対応している割引についてはそのままスライドをして割引体制をとるという形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

この割引制度については、ぜひ料金設定と同時に取り組んでいただきたいと思っております。

それと、これは全材料金とは関係ない話なんでございますけれども、今後、新しい公共交通網が導入される予定でございますが、長年ですね、子供たちの通学、それから住民の貴重な移動手段として親しまれてきた通学バス、のらんかいといった名称でございまして、今後、何か巡回バスあたりで残されるのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

新運行形態になります名称につきましてですが、今、のらんかいバスと名称されている経緯につきまして調べましたところ、公募という形をとっておられたようでございまして、今回も広く住民の皆様になじんでいただけるような名称をと考えておりますので、公募という形もとらせていただきたい、選考の一つと考えております。

以上です。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、公園整備について、質問要旨1、鎮西山再整備のコンセプトはについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項3、公園整備について、要旨1、鎮西山再整備のコンセプトはに関して答弁をいたします。

鎮西山に求められている最大の役割は、町における観光誘客の新たな拠点になることと考えています。見晴らしのよい展望、四季を通じての五感を刺激するさまざまな植物、そして、それらが人々の暮らしから身近な場所に存在しているという意外性と自然の豊かさと安らぎを感じられる居心地のよさがこの山の持つ持ち味でありますので、中自然を生かした空間づくりが必要であることだと考えております。いつ訪れてもその季節の樹木や花が咲き、町民、県民、来訪者が訪れやすい通年型の再整備を目指すものでございます。

また、町内にある宿泊、温浴、食事施設などへの交流拠点への回遊性と経済効果の創出を図ることが必要であると考えております。つまり、ただ人を集客するだけでなく、他の交流拠点と有機的に結びつける起点として、偏在する拠点を点と点ではなく面的に観光誘客の新たな拠点となることで他所から来山される方々だけではなく、町民にとっても憩いの場、交

流の場としての再整備をしていきたいと考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

今、室長のほうから大まかなコンセプトということで説明をいただきましたけれども、今回の鎮西山の再整備によって町内全体の観光推進の起点、また、拠点となるような整備が計画されるものかと思っております。鎮西山も頂上からの眺望のよさであったりとか、また、自然環境のよさ、そういったものだけでは、なかなか町外からの誘客が可能かといえば、それはそれで難しいものがあるのではないかと思うわけでございまして、何かやはりこの鎮西山でしか味わえない、そして、体験できないような、そういった仕掛けといったものが必要ではないかと思っております。

先日の全協での説明の際にも同僚議員のほうからいろいろなアイデアが出ていたわけですが、そのときに拝見いたしました鎮西山の再整備後のイメージ図の中にですね、ドッグラン、ドッグカフェ、また、ゲストハウスなどが上げられていたわけですが、実際、その辺は計画としてこれから取り組んでいかれるお考えなのか、その辺をお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

何がしかの誘客するためのコンテンツというのは必要になってくるだろうというふうに考えてはおります。ただ、基本計画の中で一応そういった施設名という形で出てきているわけではございますけれども、こういった物事につきましても、今後、実施計画していく中で運営計画というものを策定してまいります。その中で詳細に詰めていく作業内容になるかと思しますので、そういう内容で今回のところは御理解いただければというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

これから運営計画あたりでじっくりと煮詰めていくということでございますけれども、今後、観光拠点として鎮西山をイメージ図にありましたような整備とか、それぞれいろんな仕掛け等で誘客につなげていこうということかと思っております。

アスレチック広場のほうも説明によりますと何か使えないものを崩して大型遊具を考えているといったこともお聞きしておりますし、特に私個人的には、イメージ図にありましたゲストハウスにつきましては、先ほど室長のほうからも説明があったわけですが、今後ですね、町内回遊の観光プラン等も推進していく上では、やはりこういった鎮西山の自然豊かで眺望のよいような、そういった場所に宿泊施設等があれば町外からの誘客にもかなりアピールできて観光推進にもつながっていくのではないかと思っております。そういった企画はぜひ取り組んでいただければと思っております。

それで、これからこの実施計画の策定をということでございますけれども、そうしますと、

来年度からこの計画の実施になるのか、その辺をどういったスケジュールを考えられておられるのか、お伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

スケジュール感に関してのお問い合わせというふうにお見受けいたします。

今回、補助事業の対象事業にもなっているということでございますので、今議会で予算の議決をいただいた後に業者選定等を行いまして、運営計画のほうの着手を図っていきたいと。運営計画が策定できた後、実際工事費を積み上げられるだけの実施設計のほうにも入っていききたいというふうに思っておりますので、今年度中にはあらかたの概要についてまとめができるんじゃないのかなというふうに思っております。

以上です。

○1番（向井 正君）

この鎮西山の再整備計画、まずはどうやって誘客のための仕掛けをつくっていくのか、これが一番重要ではないかと思っております。鎮西山を起点として、町全体の観光推進に広げていけるような、そういった実施計画の策定をぜひお願いしたいと思っております。

最後にですけれども、副町長も4月の歩こう会の挨拶で、鎮西山の再整備について住民の皆さんにも説明されておられましたので、住民の皆さんもどういった再整備になるのか期待もすごく大きいと思っておりますので、この再整備に向けての副町長の思い等を一言お願いいたします。

○副町長（森 悟君）

ただいま再整備における考え方ということで御質問ございました。

かねてから私も鎮西山の公園の再整備につきましては、御答弁させていただいているとおりでございます。室長のほうが具体的なお話はさせていただきました。まさに鎮西山が持つ魅力というのはもう皆様御承知のとおりでございますし、四季の移り変わりが非常によく読み取れる山でございます。私も大好きで時々利用させていただいております。今の季節でしたらヤマボウシとかいろんな花を楽しめますし、冬から春、夏、本当にツバキ、桜、ツツジ、こういったものがこの山の中にはいっぱいございます。これをまさに強化させる、ほかにももっともっと四季の移り変わりを感じ取れるような樹木の植栽というものがハード的には大事かと考えております。古いものではどンドン寿命もございますから、新しい苗等も植栽することが必要でございますし、せんだってから子供たちも一緒に協力をいただきまして、地域の方たちと一緒にツバキの植栽をさせていただいたところでございます。

このように、ハード的にはもっともっとことしのこの大切な予算、実施設計の予算の中から具体的なものをつくり込んで来年度以降の実施に向けたい、そして、なお、今年度予算につきましては、その実施設計とあわせて計画策定というものもしていきたい。その中には、せんだって申し上げましたように、ほかの施設との温浴施設等の話を先ほど室長のほうもい

たしましたけれども、そういった回遊性を目で見れるようなマップの作成とか、町内の方でもなかなか周回される方というのは少なからうと思いますので、それが読み取れるような一覧性のあるもの、そして、町外の方たちも結構、今、鎮西山を御利用なさっております。私も時々お会いします、福岡市内から来たとか佐賀市内とか結構いらっしゃいます。そういった方たちにどこかでそういったマップが配布できるような仕掛けも必要かなと思っております。今からもっともっと、町長も先ほど答弁いたしましたような新たな施設等にそういったものを配置いたしまして、そこからまた鎮西山へ足に向けていただけるような、そういった施策、だから、ソフトに関しまして、今年度はしっかり手だてをつくり込んでいきたいと。そして、来年度以降についてはそれをハードとして結びつけたい、そういう考え方でございます。

もっともっと今から具体的なものをつくり込んでいく必要があるかと存じております。今後ともよろしく願いいたします。

○1番（向井 正君）

森副町長のほうから今説明をいただきました。いずれにいたしましても、この町内の方も、町外の方も楽しめるような、そして、この町の観光推進の起点になるような、そういった整備をお願いしたいと思います。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、堤土墨跡公園のトイレ改修はについて、執行部より答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

皆様こんにちは。向井議員の質問事項3、公園整備について、要旨2、堤土墨跡公園のトイレ改修はについて、私のほうからお答えいたします。

平成7年度佐賀県文化財保存事業、県補助事業として、平成8年3月に堤土墨跡公園整備の中でトイレ整備を行いました。トイレの使用頻度が少ないために便器のゴムパッキンの交換により取水が不完全となり漏水する事故が多発したため、平成20年に給水を休止し、現在も使用不能となっております。また、使用不能の一因として、トイレに地下水が浸水し、使用できない状態となっているのもあります。

当時は文化財の敷地指定範囲内に施設を建てることができましたが、文化財保護の観点から、文化庁の指導により文化財の指定範囲内に新たな施設を設置することができない状況です。改修も難しいのですが、上記理由により新たに堤土墨跡公園内にトイレ設置も難しい状態となっております。今現在、太古木保存活用計画を策定中でありますので、八藤遺跡ばかりでなく、堤土墨跡公園を含めて総合的に検討していきたいと考えております。

以上で回答を終わります。

○1番（向井 正君）

今、課長のほうから説明いただきましたけれども、以前ちょっと私も知らなかったんですけど、改修されたこともあったということで、20年以来中止になっているということでお聞きいたしました。

土塁跡公園のトイレに関しては、本当にもともとこの設置場所自体がよくなかったのか、本当に一年中水はけがよくないところにございまして、以前から私は使用不可能な状態であったのかと思っております。地区の皆さんからも適所にトイレの設置ができないかという声をいつも聞いておりました。今回、文化財になっておりますこの版築、土層断面も直接見られるように改修されるということでございますので、これもこれから町内観光スポットの一つになろうかと思っております。観光資源の磨き上げという意味からも、これは大変いいことかと思っております。

しかしながら、常設のトイレが使えないまま放置というのも、これもどうかと。せっかく史跡を整備されるのであればですね、やはり公園、私の考え方は公園には必ずトイレというのがちゃんとできている、常設であるというのが私の考えでございまして、これから整備もされることであつたら、また誘客のためのこの整備だと思います。いろんな方が見に来られるというのを、そのためのまた新たな整備だと思いますので、そうしますと、やはりこのトイレというのは必要かと思っておりますので、その辺、課長どういうふうに思われるのか、お願いします。

○文化課長（中島 洋君）

確かに今年度、堤土塁跡の版築、土層展示施設の改修工事を行います。こちらのほうは文化財のほうの施設としての改築作業でありまして、先ほど申し上げました施設内での指定範囲内での施設の改修等はそちらのほうでできます。ですけれども、附帯設備ですね、トイレとか駐車場とか、そういったのをつくる場合は今の手引、文化庁の指導上はさわるなという形のところでお達しをいただいているところです。ですけれども、議員御指摘のように、整備と保存というところが相対するところで、こちら私たちのジレンマのところ。そういった版築施設をします、改修します、建てます。それにお客様が来ていただくというところでそういったジレンマがあります。それは実際のところです。そういったのを今後、検討委員会と、太古木の検討委員会なんですけれども、同じ文化財の施設であります。国、大学の先生等で今策定中でありまして、そういった形で、こういった形でそういった施設ができるものだろうかという形のところで検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしときます。

以上です。

○1番（向井 正君）

課長、要するにあそこの堤土塁跡公園の敷地内にはトイレはできないということなんで

しょうかね、それとも何か制約があるわけなのか、その辺をちょっと。

○文化課長（中島 洋君）

先ほど申し上げましたように、文化財の指定範囲内ですね、こちらのほうでは施設等は、トイレ施設等はできないというお達しは、施設等整備のてびきという形のところで文化庁のほうから参っております。ですけれども、結局、今の現状で、先ほど言いましたように、今の施設のところではなかなか難しいという形でありますので、ほかの指定範囲内のところで、いろんなところで模索ができるんじゃないだろうかという話は今後していきたいと思っておりますので、よろしく願いしときます。

以上です。

○1番（向井 正君）

ちょっとようわからなかったですけど、これから精査をして、使えるようなトイレにちゃんと考えていただけるということで理解してよろしいんでしょうかね。やはり土塁跡公園の土層断面とかは歴史的に貴重なものだということはお聞きしていますので、それをじかに見られるようになったりとか、また、そういったことになれば誘客の一つの大きなポイントにもなりますし、また鎮西山とか、今課長のほうからお話のあった太古木のほうも今、策定検討中ということでございますし、ほかの町内観光資源もあります。そういったところを一体化したPR次第によっては、堤の土塁跡公園にもかなりお客さんというか、訪問する方がふえてくると思うんですよ。だから、やっぱりその辺も考えてですね、あのままの状態のトイレを放置しておくのか、それとも、もうちょっと精査してもらってですね、あそこを駐車場というか入り口のほうはちょっとあいていますよね、とかちょっとくぼみになっていたりとかするので、その辺もちょっとかけ合ってもらってですよ、使えるようなトイレをぜひお願いしたいと思うんですけども、その辺、もう一度お願いします。

○文化課長（中島 洋君）

先ほど言いました、一番初めに言いましたように、文化財と整備というところのジレンマがちよっとあります。実際、その整備を行う上で、今言われてある橋の手前のほうの駐車場部分、その部分にも遺構、遺跡等があるという可能性があるという形のところで物は建ててはいけませんというお達しは来ているところです。今、実際建っている場所のところでは遺構、遺物のほうが少ない、ないという形のところで一番初め建てられたという経緯のところがありますので、実際、その整備と文化財というところのそのジレンマをどうにか解決していきたいと思っておりますので、今後ですね、総合的に太古木まで含めたところのお話の中でしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしときます。

○1番（向井 正君）

はい、課長のお話よくわかりました。これから太古木の策定とそういったかんじと一緒に精査して考えていっていただけるということで、私たちも地区で区役で草刈りをやらせて

もらっているんですけども、やっぱりあそこのトイレがあるだけで、ちょっとびちょびちょびちょとしとって、あの辺草刈りできないんですよ。やっぱりそれよりもまして、整備を行うんだったら、やっぱりトイレというのも外すなり、新しくつくる時はどっか考えてもらうとか、とりあえずあそこは入り口のすぐ左側にありまして、景観もよくないですので、その辺を十分考えて、今後取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで1番向井正議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、3番田中静雄君よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

こんにちは。3番田中です。では、早速、通告書に従って質問させていただきます。

まず初めに、教育子育て支援について。

質問要旨1として、教育、クーポン、スタディークーポンの取り組みの内容についてお願いをいたします。

2番目に、英語力UPの取り組みと効果ということで質問させていただきます。

私は、上峰町はいろんなことをやられておりますけれども、特に感じているのが教育の町、子育て支援の町ということが非常に印象に残ります。かなり取り組みが、子育て支援についても取り組んでおられる、結構なことでございます。それで、もちろん給食無料のことから始まりますけれども、そろそろ、かなりの効果が上がっているんじゃないだろうか自分では期待をしております。その中の英語力アップ、この辺の取り組みと効果について質問させていただきます。

特に英語検定の中学生で言いますと、3級以上が一応対象になると思いますけれども、高等学校は準2級以上ぐらいだろうと思いますけれども、この3級以上の合格者数、昨年度、中学3年生の何%の人が3級以上をとっておられるのか、この辺も具体的に教えてもらいたいと思います。

そして3番目に、英検だけではなくて、数学検定、漢字検定、これの合格増に向けての取り組みと現在の効果はどうなのかということもよろしくお願いをいたします。

次に、上峰町の人口増への取り組みということであります。

これは、上峰町には鎮西山というシンボルがあります。それとあわせて、下津毛、井手口のあの辺の商業都市、これのイオン上峰店、これも上峰町のシンボルではないかと思っておりますけれども、これが撤退後とちょっと書きましたけれども、閉店が正しいようでございますけれども、閉店ということで理解をお願いしたいと思っております。この町としての取り組みについて、先ほどの同僚議員からの質問がありましたけれども、かなり重複すると思っておりますけれども、簡単に結構です。町としての取り組みについて説明をお願いいたします。

そして2番目に、町外に向けて上峰町のPR活動の実態はどうかということで質問させていただきます。

上峰町にはたくさんの、上峰町外の自治体にも自慢できるようなことはたくさんあると思いますけれども、特に教育のことについては、かなりほかの自治体よりもかなり進んでいる先進的なところがあるんじゃないかと。その辺を、せっかく実行されている教育子育て支援でありますから、この辺を上峰町外に向けてもっとPRをして、そして、これだけの効果がありますよ、実績がありますよということをPRをしてもらって、町外からの転入者をふやしてもらいたいという私の願望がありますので、その辺のPRの活動の実態について質問をさせていただきます。

次に、3番目に、婚活事業の考えはないかということで質問をさせていただきます。

これは3年ほど前にも私は一般質問でしました、婚活事業について。このときには検討しますということが答弁でありましたけれども、その当時の課長さんは既におられませんけれども、もちろん、そういう婚活事業についての引き継ぎはなかったんだろうと思いますから、今後、婚活事業についての考えはないかということで質問をさせていただきます。

それと、質問事項3番目の三上北、町道南北線東西2号線とありますけれども、ちょっとこれは間違いで、東西線のように——の道路整備について。

これは平成21年に請願書を提出しました。町道に認定されたのは、もっと以前からであります。それで、この町道の今後の整備方針を具体的にどうやっていくのかということ質問させていただきます。

それと4番目に、昨年も質問しましたがけれども、三上南、もちろん下坊所の部分が入りますけれども——と吉野ヶ里町立野間の町道町境になりますけれども、これの排水溝の安全対策について。

これの排水溝の転落防止計画はどうなっているのか、吉野ヶ里町とも話し合いを続けていくというお話でございましたので、その結果どうなったのか。そして、今後どうやっていくおつもりなのか、質問をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、教育子育て支援について、質問要旨1、教育、クーポンの取り組み内容はについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんこんにちは。田中議員の質問事項1、教育子育て支援についての要旨1、教育、クーポンの取り組み内容はという御質問についてお答えをいたします。

上峰中学校1、3年生全員を対象にクーポンを活用した放課後補充学習を実施いたします。上峰町では、上峰中学校に在籍する生徒の基礎学力の定着と苦手分野の克服を図ることを目

的とし、中学1年生及び中学3年生を対象に、放課後の時間を活用し、補充学習を実施しています。今年度は、平成26年度より実施しているオンラインでの学習を拡充するとともに、生徒のニーズに応じた学習も対象とします。具体的には、今まで中学校で行っていた放課後補充学習につきましては、こま数の拡充を図ります。加えて、学習塾など、それぞれが選択した内容で学習し、生徒、保護者のニーズに寄り添った支援ができるように対応します。さらに、学習だけに限らず、文化、スポーツなどの習い事も対象とし、放課後の時間の充実した活動を支援してまいります。

放課後補充学習において、生徒、保護者の希望をかなえる手段として、使用目的が学校外教育に限られたクーポンを交付いたします。

中学1年生及び3年生の生徒1人当たり30千円分のクーポンを保護者に交付します。

クーポンは、個人ごとにID、バーコードが付与され、他人に譲渡することができない仕組みをとります。6月に保護者、生徒を対象にアンケートを行い、学校外教育の現状や希望を調査してまいります。

以上です。

○3番（田中静雄君）

ありがとうございました。もちろん、この新聞報道にもありましたけれども、現在、放課後の学習が行われておりますけれども、中1ギャップ、それと中学3年生の高校受験に向けての取り組みということで、1年、3年を対象に、185人を対象に30千円のクーポン券を支給するそうでございますけれども、非常に結構なことだと私は思っています。それで、学習塾に、それから家庭教師とかね、そういうやつのももちろん対象になりますけれども、習い事についてもそのクーポン券を発行するということですが、習い事というのはいろんな習い事がありますけれども、特に限定をされているのかどうか。例えば、子供たちがよく団体でおりますダンスとかありますね。それから、最近、二次元的な踊りとか、ダンスとか、芸能人がよくやっておりますけれども、そういうこと。それから、もちろん柔道とか剣道とかいろんなものがあると思いますけれども、全ての習い事が対象になるのかどうか、お伺いをいたします。

それと、中1ギャップというのは一体どういうものか、ちょっと簡単に説明をしてもらいたいと思います。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま2つ御質問いただきました。

まず、習い事についてはどういうところか、全てかという御質問でございました。この点につきまして、私も教育委員会のほうでは限定をしておりません。アンケート調査によって、まずどういったことを習い事をやってみたいというアンケートが出てくると思います。

そこで、その習い事をしている業者さんであったり指導者の方と今後、このクーポンでの取引について協議をしてみたいです。このクーポンでの取引を可能ということでしていただいたその習い事の先生、業者さん、そういうところにクーポンを使える仕組みについて契約をしていくという流れになってまいります。

次に、中1ギャップとはということでございます。よく言う中1ギャップ、英語、それから数学ですね。小学校のときは算数と言っていたのが数学ということに変わって、より難しく感じる。また、従来、中学校の1年生で英語という授業になります。ここで1学期間やってみて、数学ちょっと苦手だなとか、英語ちょっと難しいぞというところ、こういうところが小学校から中学校へ行くときのギャップ、中1ギャップと申しております。ここについて、夏休みの間に取り返していただく、このおくれを取り返していただくということで補充学習ということで補っていくというふうに考えています。

以上です。

○3番（田中静雄君）

習い事についての、特にスポーツ面ですね——についての、この習い事と、これとこれとすることはまだはっきり決まっていなくて、これからまた詰めていかれるんじゃないかと思えます。その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、中1ギャップのことについてちょっと質問しますけれども、中1ギャップというのは小学校から中学生になったときにどれくらいの期間が、やっぱりギャップというか、感じられるのかね。私は一つの、私はなれだろうと思えます。それが1つ。

それと、中1ギャップをなくすためには、小学校、中学校一貫の学校にしてもらったら一番いいんじゃないかなと思うんですけども、そういう考えはありませんか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

2つお答えをいたします。

まず、中1ギャップの期間ということで、やっぱり1学期の中間試験、それから期末試験を受けたときに、どうもやっぱり苦手だぞというところが中1ギャップというところで感じられるものというふうに感じています。そういうことで、この苦手意識を夏休みの間に克服していただきたいというふうに感じておりますので、中1ギャップは1学期の間に克服していただきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、小中一貫校というお言葉でございました。上峰町の場合ですね、上峰町には小学校、それから中学校それぞれ1校でございますので、小学校6年生のときの児童がそのまま中学校1年生の生徒として同級生ということで参ります。そういうことで、まず、児童・生徒の間ではこの小中一貫校という考え方は、そのまま自分たちの友達がそのまま中学校においても友達として来る。新たにどこか別のところから来るということではなくて、小学校からそのまま中学校1年生のほうになっていくので、上峰町としては児童・生徒にお

いては小中一貫校、そういう流れでそのままスムーズに中学校のほうにいつているのではないかとこのうふうにおおております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

小中一貫校については、事務局長が言われたとおりでと思います。同じ上峰町に1校しかない。しかも、上坊所にあるんですね、上坊所の中に。だから、中1ギャップというのは、ある程度教育の仕方によって、案外解消されていくんじゃないかなと自分では思っております。では、どうやっていくのかというのは私の口からは、頭がないから言えませんが、案外小学校6年から中学校1年の間に教育の仕方でお生徒たちは変わってくるものと思います。

それと、この教育クーポンについて、高校受験ということで中学校3年生を対象ということでしたけれども、私は高校受験のためには1年から3年までぶっ通しでやる必要があると思うんですよ。1年と3年だけじゃなくてね、2年も。だから、1年生と3年生だけじゃなくて、2年生もそういう補助というか、クーポン券を発行するようなことは考えられませんか、お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員のほうからは1年生から3年生まで続けて取り組んだらどうかということでお言葉をいただきました。大変心強く思います。

少し流れを御案内させていただきますと、当初、26年度には中1ギャップ、中学1年生について取り組みをさせていただきました。その後、予算をいただきまして、中学校3年生の高校の受験の、もう本当に受験前の追い込みのところの補習ということで11月から5こまということでこの事業は、取り組みをさせていただいておりました。よって、今回は、その5こまを10こまに伸ばしたいと、倍の時間を高校受験の直前の対策に向けて取り組みたいというふうにおおております。

————— [発 言 取 り 消 し] —————今は中学1年生の夏休みの補充、そして、中学3年生の入試直前の対策講座というふうな考え方で取り組みをさせていただいているところでございます。

————— [発 言 取 り 消 し] —————

以上です。

○3番（田中静雄君）

教育クーポンについての中身は大体わかってきました。何事においても、習い事というのは短期間で達成することはできません。長い目で、精力的に今後とも取り組んでもらいたいというお願いをして、この質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進めます。

質問要旨2、英語力UPの取り組みと効果は（英語検定3級以上の合格者数の割合は何%か 2017年）について執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員の質問事項1、教育子育て支援についての要旨2、英語力UPの取り組みと効果は（英語検定3級以上の合格者数の割合は何%か 2017年）という御質問についてお答えをいたします。

まず、2017年の英語検定3級、中学卒業程度の級になりますが、まず、上峰中学校全体で去年23名の生徒がこの英語検定3級に合格をしております。そのうち、中学3年生、こちらは90人のうち11名が合格しております。中学3年生だけで申しますと、12%の生徒が合格をしているということになります。今年度からは英語検定に係る検定料を補助し、多くの生徒に受験していただきたいというふうに考えておりますので、卒業するときには50%以上の生徒が3級以上を取得しているように推進をしまいたいというふうに思っております。

英語力アップの取り組みといたしましては、小学校の5、6年生での外国語活動、それから、オンライン英会話、小、中学校でのALTの授業、町費による小、中学校英語講師の任用、中学校での放課後補充学習を行っているところでございます。小学校での英語への関心から中学校での授業へとスムーズにつながり、去年12月の佐賀県学習状況調査でも1年生の英語では県平均を7.5ポイント上回る成績が出ておるところでございます。

以上、御案内とさせていただきます。

○3番（田中静雄君）

英語検定3級以上の合格者が今、説明がございました。これは、一つ質問しますけれども、佐賀県の平均に達しているのかどうか。だから、佐賀県県内ですよ、それ以上なのか以下なのかね。3年生で12%ということは、そんなに私は高くないと思っております、実際にはね。それで、もちろんこれは新聞報道によりますけれども、全国平均は40.7%という数字を見ました。佐賀県は32.9%、2017年度です。それから比べると、かなり低いんですけれども、もうちょっと上のほうかなと自分でちょっと思っていて、ちょっとびっくりしています。佐賀県は32.9%ということです。これもいいほうじゃないですもんね、実際には。全国的にいうと、しりから片手に入ります。あんまりよくないです。そこにも達していないということは、もうちょっと頑張ってもらいたいと思います。

それと、特に全国的には北陸のほうですかね、石川県、福井県、この辺が50%を超えておるんですね。それと政令都市。政令都市でも、九州でいえば福岡市、これはもちろん検定料、受験料といいますかね、これは免除されておりますね。上峰町も免除されておりますけれども。それから熊本市、これも政令都市でございますけれども、これは熊本地震の災害が起きて、要は、英語検定する協会から試験料は免除してもらっているんですね、熊本市は。これは何年か続きまして、その後は自治体で免除するという考えらしいですけれども、特に

50%とか、とてつもない成績なんですね。それで、これは政府の目標も50%のはずです。だけれども、40.何%で、とてもじゃないけど、追いつけないということで、2022年まで50%の目標を先送りされた形跡があると思います。だから、上峰町は3年生12%ぐらいということですが、もっと上がっていいんじゃないかな、自分で思いますけれども、この目標値というのは上峰町独自で決められているのかどうか、もし決められていなかったら、これくらいはやってもらいたいと、これくらいの合格者の割合がですね、これくらいの割合までは持ってきてほしいと、願望があると思います。目標値がなかったら事務局長の願望をひとつお聞かせください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま田中議員のほうから文科省の取り組み、目標値、また、上峰町の目標値はということでお尋ねをいただきました。今回、英語の検定料の補助をするに当たりまして、上峰町におきましても、この目標値を50%としたところがございます。さらに、もう少し数字を御案内させていただきます。先ほどは中学校3年生のうち何人合格者があるかということだったので、12%ということで御案内させていただいております。全校生徒の中で去年ですね、実は全校生徒のうち84名、31%が受験をしてくれております。この受験してくれていた子が全て3級にたどり着けば、まず合格者は31%という数字に言えるのかなと思います。さらに、この検定料を補助することによって、多くの子が受験していただき、そして、中学3年生までの間にこの3級をとっていただくのであれば、限りなく50%に行けるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

目標に向かって、これからも誠意取り組んでもらいたいと思います。

それで、検定料の補助なんですけれども、多分1年に1回ぐらいだと思います。それで、これは学校を通じての検定試験なのか、多分そうだと思いますけれどもね。もし、学校から、いついつ検定試験があるからどうかと募集して受けることになると思いますけれども、学校で受けました、塾に通っています、塾でも受けました。これは1年間の間に2回あった場合には免除の対象にならないのかどうか。それと、3級に合格しました。その次に、1年足らずで、1年以内に準2級の試験を受けたいけれども、その辺の免除になるのかならないのか、その辺いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員より、英語検定の補助について詳しく御質問いただきました。

御案内のとおり、年間に3回検定があります。さらに、中学校を会場とした検定、それから、塾で受けている子供さん、また、当然その検定の本来の会場で受ける子供さん、いろいろ方法がございます。さらに御質問いただきましたように、各級によって受験料が異なりま

す。そういうことで、今回の補助の交付要綱としましては、事後申請ができるようにしております。年度末にですね、例えば、2回、3回受けてどんどん級が上がっていった、準2級ですね、高いほうの受験料が払ってあれば、高いほうの受験料を最終的に年度末に交付するという仕組みにしております。さらに、中学校で受験される場合には多くの生徒さんが受験されますので、委任状を出していただくことによって、その手続を中学校長がかわりに申請することができるというふうな仕組みもつくっております。そういうことで、多くの子供たちに受けていただいて、そして、なおかつ、1年の中でもたくさん受けていただいて、より高い級のほうに進んでいただければというふうに考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

検定料というのは、もちろん3級と、例えば、もう一つランクの上、準2級とは受験料が違うと思います。3級がどれくらいか知りませんが、準2級でどれくらいですかね、四、五千円ぐらいじゃないかと思います。3級はもうちょっと安いと思います。だから、高いほうに合わせるということなんやけれども、私は1年の間に3級受けて、次また1つランク上のほうに挑戦しようと、そういう子供たちのためにも、高いほうに合わせるんじゃないかと、低いほう高いほう両方とも免除してもらいたいなと思っていますので、今後検討してもらいたいと思います。

学習力、これの向上については、常に問題になるのが先生方の指導力というのがよく言われます。もちろん指導力、これも大事なんですけども、受験することによって興味が湧いてくる、関心が湧いてくる、そして、学習意欲が上昇してくる。感動する力、もちろん、合格しましたら感動する力、こういうのが向上していくんですね。これが学ぶ側の問題の解消につながっていくと思います。だから、検定料、これは受けたいと、子供たちがおれば、全ての人たちに補助をしてもらって、要は、学習力を身につけてもらいたいと思っています。最後ですけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御提案ありがとうございます。

今回、予算のほうにお願いさせていただいているのは、1人1回分ということで提案をさせていただきました。今後また財政当局、また、関係部署等々と協議をしながら進めさせていただければというふうに思います。

ありがとうございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

次へ進みます。

質問要旨3、数学検定、漢字検定、合格増に向けての取り組みと効果はについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員の質問事項1、教育子育て支援についての要旨3、数学検定、漢字検定、合格者増に向けての取り組みと効果はという御質問についてお答えをいたします。

今年度より、英語検定にかかる検定料を補助することとなりました。そこで、教育委員会の中でも、今後、数学検定や漢字検定についても議論を行っているところでございます。引き続き、取り組みや効果について提案をしてみたいというふうに考えております。

また、数学検定、それから漢字検定の合格者数が中学校のほうからの情報によりますと、40名、受験78名のうち40名が検定を持っているということで御案内が来ておりますので、お知らせさせていただければと思います。

以上です。

○3番（田中静雄君）

数学検定、漢字検定についても、今後とも、英語検定と同じような取り扱いで進めてもらいたいと思います。

特にこういう検定試験に合格しますと、また全国のことを言いますけれども、福井県。これは、例えば——ちょっともう答弁はいいですけれども、英語検定、何級かに合格しますと、これが高校試験の点数に加点されると、そういう制度が福井県はあるようです。だから、佐賀県の場合はそういうことはないですね。高校試験の点数に加点するようなことはないと思います。だけれども、英語検定、漢字検定、数学検定全ての分に対して、やっぱり内申書に影響してくるんじゃないかと思います。そういうことで、50%を目標に、例えば、英検の場合だったら50%ですね。数学、漢字検定でも50%以上を目標にひとつこれからも教育委員会として取り組んでもらいたいと思います。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次、質問事項2、人口増への取り組みは、質問要旨1、「イオン上峰店」撤退後の町としての取り組みはについて執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

先ほど吉田議員の御質疑の中にもございましたけれども、重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思いますが、「イオン上峰店」撤退後の町としての取り組みということでございます。

まず、閉店という言葉を使わせていただいておりますが、土地利用をどのようにするかというところが、イオン九州が所有するものですので、不明確な以上、閉店という言葉を使わせていただいておりますし、私どももその言葉を準用していきたいというふうに思っておりますけれども、本町としましては、本町の意向として、この土地について取得を検討したいというふうに考えてございます。国道事務所や県によれば、約2万台以上ですね、2万

から3万くらいですね、ちょっとはっきり数字は出しておりませんが、この国道と県道に位置する分岐の拠点でございますし、町が整備を検討してきた中心市街地の中心に位置してございます。また、先日、町商工会のほうからも跡地活用の検討依頼を受けたところでございまして、この点につきましては真摯に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

短くということですので、以上でございます。

○3番（田中静雄君）

私ごとではございますが、私は家庭では特に女房には上峰町のシンボル、イオンが潰れたら上峰町の火が消える。もう数年前から、イオン上峰店に入っている店舗は次から次と撤退していくような現状が続いておりました。いつかこういう時期が来るんだろうと思っておりました。そこで、買い物をするんだったら、少々高くてもイオンで買うように私はいつも指導してきました。私の家はイオンオンリーです。だから、もうちょっと、もう結果論で来年の2月末には閉店するという事なので、どうしようもないんですけども、もうちょっと上峰町で何かできなかったものだろうか、いろいろなことを支援されていると思いますけれども、上峰町も、ああ、あれもやればよかった、これもやればよかった、何らかの支援になったんじゃないだろうか、そういう思うようなことがないでしょうか。私は、必ずイオンで買うようにということで指導してきましたけれども、その辺の支援の仕方、今から言ってもどうしようもない話なんですけれどもね。その辺の反省の意味からどうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

御家庭でのイオンの活用を熱心にしていただいているということで、大変ありがたく思いますし、今言われましたように、ああすればよかった、こうすればよかったというように思い悩むよりも、やはり再開発、跡地の利用、活用をしっかり考えていくことが必要だというふうに思います。

2番議員の質疑の中にも申し上げましたけれども、今後どのような形になるか、まだ、いまだ不確実であると同時に、室長の答弁にありましたように不確実であるからこそ、コミットメントを強めて、いろんなやり方が可能になるという余地も残されていると思いますので、この点については自身を持ってスピーディーに、今秋までにですね——今秋というのは、この秋と書きますが、今秋までに結果を出していけるよう努力していきたいというふうに思います。

○3番（田中静雄君）

これから、あの広大なイオンの土地の利用について進めていかないかと思っておりますけれども、まだまだ先が不透明なところが多分にあると思います。だから、まだ閉店したわけじゃないですから、あんまり先走っていろいろこうやると御機嫌を損なうところもあると思います。しかし、今後、その土地の再利用については、有識者でしょうかね、そういう人

たちも含めてのいろんな話し合いがされていくと思いますけれども、跡地の利用について、上峰町として一つのプロジェクトチームをつくって、どういう方向に持っていかうかという考えをされていくのか、そういうお考えは今のところありませんか。

○町長（武廣勇平君）

今議会に上程をしております計画づくりの予算がございますが、この計画をつくるに当たってさまざまな立場の方々からの御意見を聴取する、そういう機会をつくりたいと考えておりますので、その機会を持って検討をしていきたいというふうに考えてございます。

（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。休憩。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問要旨2、町外に向けて上峰町のPR活動の実態はについて執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねのPR事業について御答弁を申し上げさせていただきたいと思います。

現在、町のふるさと納税を中心にPR広告を広告会社と契約をいたしまして、行っているわけでございますが、主にその業務の趣旨としましては、町の財源確保と本町のPR、また、自治体間の競争がより激しくなっておりますので、戦略的な専門家の御意見を聞きたいということで契約をさせていただいているところです。内容につきましては、大きく3つに分かれてございます。1つはコンサルティング業務、そして、2つ目としてPR広告の掲出などということで、3つ目が取り組み効果分析とPR広告との最適化ということでございます。

お尋ねの内容につきましては、2のことだろうというふうに思いますので、そこを中心にきょうは答弁申し上げたいと思いますけれども、PR広告につきましては各種広告媒体等を通じたPR広告の掲出や寄附者へのアプローチ及び関連の取り組みを実施することで本町への寄附の促進を図ることとしておりまして、中身につきましては、テレビスポットの数をふやしたり、テレビにおける動画広告の媒体を制作していただいたり、また、交通広告ですね、

これは地下鉄、あるいはJR沿線の駅張りに広告を行ったり、あとウェブメディアということでインターネット上にある一定程度の再生回数が期待できるインフルエンサーと言われる人たちに対して、動画について配信するということであったり、こうしたことを行わせていただいております。

また、町としまして、このPR広告以外にアンテナショップというものを構えまして、従来のアンテナショップと違いまして、より上峰町のものを食べる機会を創出しながら、上峰町の、直接上峰町で生産されたものの販売等を行っていく場所と位置づけまして、事業を実施しているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

上峰町のPR、町長のこの答弁では、特にふるさと納税に関連してのPRが主だったかなと思います。これで全国の市町村でも人口増に向けた移住や転入の促進に取り組んでおられる。そういう自治体が、上峰町もそうですけれども、80%近くあるんですね。それで、私はふるさと納税のほうも間接的にはかなりの人口増のつながりがあるんじゃないかと思います。それで、特に首都圏に対してのPR活動を各自治体はやられておりますけれども、これが効果はどうなんだろうかということなんですけれども、大体効果があったという話は大体14%ぐらいだそうです。これからまだ効果があるかもしれませんから、そういうことです。私は、質問事項の中の人口増への取り組みですから、せっかく上峰町がよその自治体よりも先に進んで学校給食の無料化と、いろんなことに、それから、オンライン英会話とか、いろんな免除、これからまた教育クーポンが始まると思う。そういう事柄を町外に向けて発信してもらって、そして、町外から上峰町に来てくださいよ、上峰町はいいところですよと、そういうPRをぜひともやってもらいたいと思います。

特に上峰町は、この辺の近くでも県外からの転入者、これはもちろん上峰町はどれくらいおられるかわかりませんが、みやき町、ありますね。県外からです。それから、鳥栖市はもちろんです。それから、基山町、これも県外からの転入者があるようでございます。数字は、鳥栖市が特にずば抜けておりますけれども、そういうことで、県外からの転入者はその土地柄、地域的にいろんな制約があると思いますけれども、県外はもちろん上峰町外に向かって、ぜひとも上峰町に来てください、いいですよというPRをしてもらいたい。

特に最近、あちこちで上坊所になりますかね、あの辺でも宅地造成が始まります。中学校の体育館の横でも宅地造成が始まりました。三上の北のヤクルト住宅の周辺、これも大がかりな宅地造成が始まっています。これは不動産業者の人たちも、何も先の見通しが無いのに宅地開発するわけではないですね。何らかの私は魅力があるから宅地開発に取り組んでいると思いますよ。そういうことを見ますと、せっかくの教育、子育て支援は立派なものがやられているんだから、そういう面を特に生かしてPRをしてもらいたいと思いますけれども、

いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今、議員おっしゃったように子育て、あるいは教育環境の充実を図りながら、一方で教育子育て施策の充実が対外的にわかるような資料が不足しているのはそのとおりだと思います。やはり人が、ある地域から地域に移り住むときに、非常に移り住む理由というのはさまざまだと思いますし、こうした現物給付の事業、あるいは補助金等が、主要な理由として占めるということでもないと思いますけれども、こうした資料が移り住むきっかけになることはあり得ると思いますので、その点は町の魅力づくり、中心市街地、跡地づくりと並行して、しっかりとしていかなければいけないというふうに思います。

配布物というよりも、今、議員の御指摘をしながら考えていたんですけれども、やはりウェブ上の何かわかりやすい拡散ツールを使って、広く発信していくような努力と、また、ホームページは転入される方、きっと見られる一つの媒体だと思いますので、ホームページに更新時にトップページからポップアップするようにするとか、あるいは子育て教育環境だけじゃなく、ふるさと納税もそうですけれども、対外的に見せたいものがわかりやすく出てくるような、そういうホームページづくりはしていったらいいんじゃないかなというふうに思いますので、ホームページの更新については思うようにできていないところがございますので、今、御指摘を含めて検討するように申し伝えていきたいと思います。

○3番（田中静雄君）

この項については最後になると思いますけれども、先ほどから教育子育て支援のことについて、ちょっとPRと言いましたけれども、教育子育て支援についていろんな取り組みを教育委員会のほうでもやられておりますけれども、それに対して、とにかく結果がついてこないことにはPRにならないですね。はい、ただやりましたじゃいかんです。だから、3級以上は例えば50%とか、そういう成績を上げて、そういうPRをするためにこれからも誠意頑張ってもらいたいと思います。私の要望を言っておきます。

次、進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、婚活事業の考えはないかについて執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

田中議員より婚活事業についてのお尋ねがあつてございます。

現在、県のほうで取りまとめておられる資料を拝見をさせていただきながら、簡単にお伝えをしたいと思います。平成29年度、8市6町が取り組みをしておられます。そのうち、議員が想像されるだろうなというふうな婚活事業、すなわち直営でお見合い事業をやっている自治体は3町、残りの自治体については、例えば、ラジオ情報番組を持たれていて、その

テーマの一つとして、婚活について触れるといったたぐいのものや、仲人さんと言われる方が町内にもいらっしゃるけれども、そうした方に報償金をお渡しするというたぐいのものだったり、あとは同窓会ですね、毎年行っておられる自治体、本町にもありますけれども、同窓会。同窓会の開催の補助を行うといったものがございます。また、イベントやセミナー等の開催をしている民間の婚活事業者に対して、町内での開催をお願いするような委託、こういう形でございまして、この14自治体も平成30年度には1自治体が離脱して13自治体になっているというような状況でございまして、なかなかこの成果というのが見れないのかなというところはあるかと、正直に、率直にこの結果を見て思うところです。どの自治体も、自治体に居住をお願いしたいという気持ちと、そう新婚カップルの自由な、居住の自由がありますので、難しいところもある中でこうした事業を行っておられるということだというふうに理解をいたしております。

○3番（田中静雄君）

3年前に一般質問をしたときには、住民課長さんのほうから答弁をいただきました。検討するというお話やったと思います。多分されていないと思いましたが、改めてここで質問いたしましたけれども、やはり合計特殊出生率というのは、どうですかね、上峰町で1.72ぐらいじゃないかと思います。全国的に言えば高いほうなんですけれども、どうしても婚活事業が本当に効果はあるのかどうかというのも定かじゃないんですけれども、どうしても男女それぞれ出会いが少なかったり、なかったり、それは人さまさまでございましてけれども、少子化の原因の一つとしても、やっぱりこれは晩婚なんですね。晩婚が挙げられると思います。それから、経済的な理由、それから社会情勢もあると思いますけれども、少子化の一つの理由には晩婚が挙げられると思います。

それよりも、できるだけ出会いを多くしてもらいたいんですけれども、その辺を町として、一つの上峰町の自治体として何とか取り組んでもらえないだろうか、上峰町だけじゃ非常に難しいと思いますけれども、みやき町とか、吉野ヶ里町とか、その辺にも話しかけてもらって、合同で婚活事業ということになるとなかなか抵抗があるんです、と思います。それで、名前を変えて、例えば、焼肉パーティーとか、何かレクリエーションとか、そういうことを共同で催してもらって、それで若い人たちが集まってくる、集まって落ちつけば一番いいんですけれども、そういう手助けを上峰町でやってもらいたいと思います。答弁は要りません。これから婚活事業、出会いの場を求めて、町としても頑張ってもらいたいという要望で終わらせていただきます。

次、進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、三上北、町道南北線東西2号線の道路整備（請願済み）について、質問要旨、

今後の整備方針は（具体的に）を執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。田中議員の質問事項3、三上北、町道南北線東西2号線の道路整備（請願済み）について、質問要旨1、今後の整備方針は（具体的に）という質問について答弁いたします。

議員質問の道路は、三上北地区の町道三上北南北1号線及び三上2号線の整備方針ということで答弁させていただきます。

2路線とも三上地区内道路整備についてということで、平成21年9月の請願採択を受け、平成24年度に概略設計を行っております。概略設計の内容としましては、道路の両側に大きさ300タイプの環境型側溝を設置した全幅員5メートルの道路ということで計画しております。

この事業につきましては、補助事業で整備予定であり、社会資本整備総合交付金事業の対象箇所として計上しているところでございます。

しかしながら、近年、国の補助予算配分は主として防災関係事業へ多く向けられているのが実情であり、一般的な道路改良事業等への配分は厳しくなっております。

事業着手については補助予算の配分次第ということで御理解いただきたいと思っております。

なお、最近、当該路線付近における宅地開発が進んでおり、将来的な道路計画及び排水計画に沿った整備を開発者へ協力を求め、道路側溝などの整備を先行して現地を実施している状況となっております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○3番（田中静雄君）

ありがとうございました。特に三上北のちょうど真ん中近辺ですね、ヤクルト住宅の周辺なんですけれども、ヤクルト住宅とその南に4件ほどありますけれども、それを足しても三十四、五件だと思います。それから、次から次と宅地開発が進んでいって、現在進行中なんです。一番問題になっているのが排水の問題です。もちろん道路整備なんですけれども、雨水の排水はどこに流すかというのが問題に、区長さんたちも頭を痛めておられます。

それで、あのヤクルト住宅の中の排水溝、あの辺は昨年度大々的に排水溝の工事をやられて非常にありがとうございました。助かっております。ヤクルト住宅の南のほう、それと西側のほう、あの辺のアパートもですけれども、宅地開発がだんだん、ここが終わったらその次、ここが終わったらその次と既に民間のほうで計画を立てておられます。ところが、排水事業がうまくいかないで、なかなか民間の投資されている方も困っているようでございますけれども、あの辺の一角が宅地化されると、多分100戸近くに、100世帯近くになると思っています。私は、それだけの大きな世帯の宅地開発がされようとしておるんです。それだけ人

が入ってくるということになれば、かなりの税金も落としてくれる、商店街も潤ってくれる、上峰町にしたら御の字と思います。

そこで、これは21年に請願書を出しましたけれども、補助事業でというお話がありましたけれども、民間の宅地開発と同時に排水溝も施工するわけですけれども、かなり民間のほうで力を入れてもらって、民間の助けをいただいてかなり進んでおりますけれども、私はもう少し行政のほうとしても力を入れてもらいたいと、こう考えを持っております。それで、とにかく排水問題を解決するために、その補助事業の計画がいち早く実現できるように何とかできないものでしょうか、その辺の進め方について、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

今、田中議員のほうから補助事業の進捗についてということでの御質疑であったかと思いますが、去年来から県の道路課及び国のほうからいろいろと道路特定財源の関係等ございまして、町長じきじきに国のほうにも行かれています。また、そういった総会等あるときに要望等、要望活動等に行かれていますので、ことしにつきましては、今回予算に上げておりますけれども、舗装関係の事業が適債事業ということでことしから始まっておりますけれども、そちらのほうに対して県内でも多くの予算配分をいただいているところでございます。そういった陳情等も補助事業関係も進めておりますけれども、何分にも補助事業の配分に関しましてが防災関連事業に多くということでも今配分されている状況でございまして、今言われている、議員おっしゃっている三上北南北1号線、三上2号線、ヤクルト住宅から西への道路でございすけれども、こちらに関しまして補助事業の要求を上げておりますけれども、なかなか予算のつきがあんまり思わしくないということで、先へ進めることが、議員の意に沿ったような進め方はちょっと厳しい状況にあるのが実情でございす。

先ほど申しましたけれども、開発業者のいろいろ来られております。そちらのほうに協力を求め、同じ補助率で事業を施工したと、同じような半分、側溝の延長で申しますと、50メートル入れるということであれば、25メートル分を、事業者で設置していただいて、残り25メートルの分につきましては、町の予算の中から捻出をしながら、排水溝について設置をしているところでございす。

そういった状況の中で、町としましても、開発の排水関係には気を配りながらやっておるところでございすので、御理解いただきたいと思ひます。

○3番（田中静雄君）

私は、区長になってから今まで、ヤクルト住宅から西のほうに抜ける東西線ですね、あそこはもちろん町道ですけれども、あそこに車が入り込んでというか、溝に入り込んで立ち往生して助けたことが3回あります。1つは、中原郵便局のワゴン車、軽のワゴン車、その次はもちろん軽のワゴン車です、南側は大分50センチか1メートル低くなっています。転倒し

そうになったんですね、非常に危なかったんです。それを助けたことがあります。引っ張り出したんです。

それで、直近でいいますと、建設課長さんにはちょっと話しましたがけれども、直近、今から6日前、6月5日ですね、5日。これは西のほうから乗用車が突っ込んできました。そして、その雨水が排水できるような小さな溝に入り込んで、もちろん、道路狭いですから入り込んで身動きとれなくなった。5日の日はかなりの雨が降っておりました。私は、私ごとですけれども、畑でサツマイモを植えておりました。それで、南のほうを見てみると、何人かでせっせっせと押しておるんですね。一遍見たら見逃すわけにはいかんです。やっぱり助けてやらんといかん。それで、私はあいにくかっぱを着ていましたからいいんですけれども、ほかの近くの人と車を運転されている方はもうびしょぬれです。それで、1時間半ぐらいかかって、やっと助け出しました。そういう状態です。

そしてもう一つは、あの辺に、今みやき町にカット野菜がありますけれども、あそこに大根を出荷するときに、もちろん車が入っていけない。どうしたのかといえますと、黄色のコンテナの重たいやつに2人若い人がおられましたけど、抱えて、車が近くまで行けんもんだから、ヨイショ、ヨイショと言ってトラックに載せてカット野菜に運んでおられました。だから、地元の方は、もちろんあそこはバイク、自転車、歩行者は通りますけれども、車は通りません。通れないということがわかっていますから、通りません。だから、そういうことを考えてみても、もう十何年、町道になって、なっていますが、何とか私はもう進めてもらいたいと、そうお願いしているんですけど、まだまだ実際には実行には移されていない状態です。何とかしてもらいたいと。

だから、そういう状態で車が入り込む、よそから来た人は通り抜けができるものと思って入ってくるんですね。そういうことで、3回ほど助けたことがありますけれども、当面の処置として、あの辺に、ここは自動車は通れませんよとか、何とか注意書きか何かあってもよさそうと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま田中議員のほうから御指摘いただきました道路の幅が狭いということでの御質問かと思えますけれども、道路としましては町道認定をしておりますので、町道の管理ということで、危険、注意、もしくはこの先幅員減少とか、そういった注意喚起の看板を今後設置する必要もあるかと思えます。そういったところも含めて検討したところで設置の方向で進みたいと考えております。（「先へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、三上南と吉野ヶ里町立野間の排水溝の安全対策について、質問要旨、排水溝の転落防止策の計画は（吉野ヶ里町との話し合いの結果は）について執行部より答弁を求め

ます。

○建設課長（三好浩之君）

田中議員の質問事項4、三上南と吉野ヶ里町立野間の排水溝の安全対策について、質問要旨1、排水溝の転落防止策の計画は（吉野ヶ里町との話し合いの結果は）について答弁いたします。

当該水路の安全対策につきましては、以前、吉野ヶ里町建設課のほうより水路上部の歩道化について検討しているということで打診があり、本町としては吉野ヶ里町の歩道化事業に支障がないよう、水路上部の施工に合わせて町道の安全対策を施工する方向で考えているということで先方のほうへその旨伝えていたところであります。

正式に話し合いの場などを設けたわけではなく、あくまでもその時点でのお互いの考え方を確認した程度でありました。

しかし、その後、吉野ヶ里町からの連絡はなく、今日までどのような状況になるのか把握しておらず、今回、議員の質問を受け、吉野ヶ里町へ問い合わせたところ、費用対効果の面を考慮し、水路上部へのふた設置は断念したということでありました。車両通行者の安全対策については必要であるということは認識しており、数十メートルに1カ所程度の離合箇所を設置など、違う方法を検討しているということであります。

本町としましても、当該路線の安全対策は必要であると認識しておりますが、さきに申し上げましたとおり、吉野ヶ里町の施工に支障がないよう、水路の施工時期に合わせての実施を考えております。

今後、吉野ヶ里町と調整を行いながら安全対策の実施について検討したいと思います。

以上、田中議員の質問答弁を終わります。

○3番（田中静雄君）

吉野ヶ里町のほうから費用と効果についてということで何かお話があったようでございますけれども、例えば、あそこの上を歩道にするといったら効果が出るのはわかっていますよね、効果出るのはわかっておるんです。だから、効果というのは数字であらわせないだけであって、効果はあるに決まっておるんですよ。あそこはちょっと違って、道路から即、三面側溝なんです。のり面なんかありません。危ないです。だから、もちろんこれは上峰町だけでどうのこうのするわけにはいきませんので、再三再四、吉野ヶ里町とも話し合ってもらって、ぜひともあの辺も安全対策はやってもらいたいと思います。

それで、これも過去の話になりますけれども、立野地区のほうはかなり上峰町よりも先に宅地開発が行われました。上峰町も南のほうは宅地開発が行われていますけれども、立野のほうが早かったんです。そこで、宅地開発をするときに生ごみの置き場を、あの排水路の上に置こうとしたんです。あそこに生ごみ置き場ということで、三面側溝の上に2枚ぐらいの広いやつを置いて、そこに生ごみのステーションにしたんです。これが住民からの――私が

区長のときですけれども、住民からの連絡があって、それで、そこを宅地開発をした不動産業の人たち、それと、そのの工事をした工事担当者の責任者、その人たちに、時間を指定してそこに集まってもらいました。それで、そこに置いたらだめだということで私は断りました。ここは誰の土地と思うとんかいと。吉野ヶ里町もあるかもしれませんが、上峰町もかんでいますよ。それで、その当時、今でもですけれども、上峰町は宅地開発をするときには宅地開発したその一角に生ごみステーションを設置するように、ほとんどそうになっていると思います。そういうふうにして私も不動産業者には宅地開発をするからという話があったら、そういうことも相談をしてやってきました。それで、勝手にそこに置くもんだからだめだということで撤去させたことがあります。撤去して、その宅地開発をした一角に、どこに持っていかと言われますので、そんなことを俺がどこに持っていかとか言うわけないでしょうが、あなたのところで考えてくださいということで持っていかせました。

そういうことで、それはちょっと余談になると思いますけれども、あそこはできたらずつとふたをして歩道にしてもらいたいという考えがありましたので、そういうことできっぱりと置くなということで移動させたことがあります。

だから、これからも吉野ヶ里町とは再三再四話し合いを持たれて、即実現できるようにぜひとも話を進めてもらいたいと思います。

以上で要望を重ねて質問を終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

これで3番田中静雄議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、通告順のとおり、8番大川隆城議員より一般質問をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。ただいまから質問をさせていただきます。

その前に一言申し上げたいと思います。

このたび新教育長に野口敏雄氏が御就任をいただきました。野口先生におかれましては、皆さん御案内のとおり、29年度までは上峰中学校の校長先生として大変なる御尽力をいただきました。また、その在職中におきましては佐賀県の校長会の会長を初め、いろんな要職をお務めになりまして、町内の現場のことはもちろん、また、県内のいろんな現場のことも十分御承知をされているお方でもございます。

今後につきましては、この上峰町の教育行政に大いなる御活躍をいただき、御奮闘をいただきますことをお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、学童保育の充実に向けて御質問いたします。

この件につきましては、去る29年9月議会の折に随分と突っ込んだ質問をさせていただきます。

ました。もう御案内のとおり、今現在の実施状況におきましては小学校体育館の2階のスペースを使って実施をされておりますけれども、残念ながら、その当時92名の学童保育参加者がいた中に、そのスペースとしては87名分しかないということで狭いという話が当時からも随分とあっておりました。

そういう中で上峰町の学童保育の実施関係につきましては、定員は120人というふうな定めをされております。それからすれば、その後においても、今後は多分ふえる可能性があるだろうから、ぜひ早目に場所のスペースの確保もしてほしいという要望を強くしておったかと思えます。

その後、昨年9月の定例会の終わった後に総合教育会議も開催をされまして、その中での協議の中でもこの問題が取り上げられ、そのときにもその足りない分のスペースを他に求めるということで協議をなされ、私が知り得た限りでは、最終的には今の体育館のすぐ隣にフェンスで囲った部分がありますが、その横に民地があります、場合によってはその民地も求めて収容スペースを確保してがいいじゃないかという話になっていたかと思えますが、その後も十分検討はされたかと思えますが、その後の検討としてはどういうふうになっているのかを、まずお聞きをしてみたいと思えます。

第2番目に、学校施設の設備ついてということでお尋ねをいたします。

その要旨1としましては、小学校の北側通路、通学路ですね、これは正式名称がどのようなのかよくわからなかったもんですから、一応お許しをいただいてこういうふうな表現をさせていただいておりますけれども、御案内のとおり、その通学路の東斜面、のり面ですね、あそこ、以前はツツジが植栽されておりました。ただ、それが伐採と剪定の取り違いで全部根っこから切られてしまいました。

今のところ——その当時はすっぽんぽんみたいな格好になりまして、その後の安全対策はどうかという話をした経緯がございます。現在も皆様御案内のとおり、あの現地がその後どうするかという話のときに、まだ計画がないという返事でありましたが、現在見ますと、一番上のほうに桜の木を3本植栽されてあります。その手前は杭を四、五本打って、それをトラロープで張ってあります。

ただ、残念ながら、この杭がゆるゆるで、もう今にも抜けそうな感じ。トラロープも1本しか張ってません。それも緩く張っています。毎朝、子供たちが通学するとき、あれをいつも触ってですね、いたずらといいますか、おもしろがってやっていく。その中ではもう今にも落ちそうな場合も結構あるんですよ。ですから、早くあそこを何とかせんといけんじゃないかということもいつも思っております。

そういう中で、現場からもここはどぎゃんしなつとやろかという声も出てるんです。協議はされているんでしょ。いや、私たちは知りません。教育委員会からも何も示しがありませんというふうな話を聞くもんですから、教育委員会としてあそこをどういうふうにな

るおつもりか、お尋ねをしまいたいと思います。

第2番目に、中学校グラウンド西側のフェンス、及びネットの改修、それから、グラウンド南側の排水不良の改修はどうだろうかということでお尋ねをします。

このフェンス、ネットはですね、フェンスについては一部分外れたりしておりますし、ネットについてはところどころ丸く穴がほげておりました。そうすると、やはり不法侵入の心配があるから、これは早く手当てをせんといけんじゃないかということをお伝えした経緯もございます。

また、この南側の排水不良につきましては、これも現地に行ってみますと、残念ながら側溝がみんな埋まっております。まず、側溝されるだけでんが違うけんがどうねという話もお伝えしとったかと思いますが、今現在、まだまだその後の対応はできていないようにあります。

ですから、この件についてもどういうふうにお考えか、お尋ねをしまいたいと思います。

第3番目に、中学校野球部のグラウンド使用の改善策はどうかということでお尋ねします。

この件につきましても、再々、いろいろお話も出ておったかと思いますが、当時は、昨年度中は野球部員が少なく単一チームでは試合とか出場できないので、ほかの中学校の子供たちと合同チームをつくって出るというふうなことだったように聞いていましたが、ことしになりましたら、部員がふえたそうで大変よかったなと思っております。

ただ、中学校のグラウンドはそういうふうな野球の試合は禁止になっているそうであるように聞いておりましたが、多分今もそうじゃないかなと思ってます。

それは、1つには、先ほども同僚議員の質問の中にありました中学校の体育館の南側に住宅地があります、あそこからボールが飛んでくるという苦情があつてということが1つ。そして、今、造成工事のところもありますけれども、そこもまた家が七、八軒、十軒できれば、多分同じような苦情が出るんじゃないかという心配もされているようであります。

ですから、そういうことならば、例えば、フェンスを高く張る、あるいはこのバックネットの位置を逆に南側のほうに持って行って、南側のほうから打つというふうなことも考えてはどうかいという話をした経緯がございます。

つい先日、現地に行ってみましたら、南側のほうにはソフトボールのバックネットがまだそのまま残ってますね。あの辺を改良してすれば、何とかかなりやせんだろかなという感じもして帰ってきたわけですが、どういうふうにお考えか、お尋ねをしまいたいと思います。

第4番目に、小学校の教室が足りないとお聞きします。今後、解消に向けて、今までは長寿命化対策というようなことでそれぞれ計画等々をされていたかと思いますが、実質、そうしながらも教室が足りないならば、もういっちょ原点に戻ってどうするかということをお尋ねをします。

改めて検討し直すことも必要じゃないだろうかと思いますが、その辺どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

大きく3番目、幼児用遊具の整備について。

この件につきましては以前から2度、3度お聞き、お尋ね、お願いをしてきた経緯がございますが、今、中央公園には大型遊具がございます。あそこにはやはりあのグラウンドを利用する場合、あるいはその遊具を利用するために結構皆さんが集まってもらっているようでもありますけれども、残念ながら小さい子供たちの遊具はございません。やはりあの大型遊具は小学生以上の子供しか利用できないような形であるものですから、やはり小さい子供、1、2、3歳、幼児の子供たちが利用できるような遊具をぜひ整備をしてもらいたいなど、もういつも思っておりました。

先ほど、これまた同僚議員からの質問の中で、いろんな子育て支援の施策の中で、今後そういう人口増にもつながっていくんじゃないかということになりますと、やはり若手の皆さんがおいでいただくんじゃないかという希望がございます。そのときには、今度は子供さんも最初やっぱ小さい子供さんが多くおいでになるんじゃないか、じゃ、そしたら、その子供たちが安心して遊べるような遊具等も整備する必要があるはしないかということでお尋ねをしてみたいと思います。

また、今回は中央公園ということで一番メインのところを上げておりますが、町内見渡しますと、児童公園、農村公園、いろいろございます。そこにもそういう小さい子供たちが遊べる遊具は見当たりません。できるならば、そういうところにも目配りをさせていただいて、そういう小さい子供たちも遊べるような遊具の配置をお願いできないだろうかという思いしておりますので、重ねてお尋ねをしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、学童保育の充実に向けて、質問要旨、以前から現在の実施場所のスペースが足りないと言われていたが、その解決対策はどうかについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項1、学童保育の充実に向けての要旨1、以前から現在の実施場所のスペースが足りないと言われていたがその解消対策はどうかという御質問についてお答えをいたします。

現在、学校内外においてスペースの確保について複数の案を検討しています。また、現在、定員120名に対し、121名の申請があります。通常、100名前後の児童をお預かりしているところがございます。

小学校の中においては、夏休みの図書室、コンピューター室、相談室などの活用を協議をしているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま事務局長からは、ほかの教室の使用を協議しているところですのでということで答弁ありましたが、ということは、まだしてないということですか、それとも、既にそういうところを相談してされているということですか。そこをちょっとはっきりお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現在はそれぞれの案について検討をしているというところ、また、相談はしておりますが、相手様もあることですので、少し説明については省略させていただければというふうに思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうするとですね、先ほども申しあげましたように、昨年の9月以降の協議の中では、ほかに足りないスペースを求めて整備をするということの話があつたわけですが、そのことについては今現在はどうなっていますか。もう全然消えてしまっているわけですか。それも、例えば、選択肢の一つに入れながら、ほかにいい方法があればということで今いろいろと協議、検討されているのか、その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

複数の案を並行して協議しているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

前回、9月の折のこのことで協議した中で、事務局長の答弁では、アンケートの結果を見ても近い将来120名になるのが予測できますという答弁をされています。そうすると、私も言ったかと思いますが、そういうふうになることがもう当然わかっているならば、早目に検討せんとはいけんじゃないですかと。

だから、もうあれから約10カ月ぐらいですかね、たつわけですよ。そうすると、29年度いっぱいだって四、五カ月あった。そして、新年度入ってからももう3カ月、4カ月になる。じゃ、その間に、もう新年度に入ったらこうやりますよというのをきちんと方向づけをするように早く取り組んでおられたらと思うけども、今現在、まだまだそれがはっきりしないということは、ちょっとぼっかし、これまた同僚議員の話でも出ておりましたように、スピード感がないんじゃないかというようなことを言わざるを得ませんよね。確かに相手があることだから、いろんな相談、協議をした上で御了解いただければできないちゆうことはわかります。だからこそ、早目に取り組みなさいよという話は再々していたかと思いますが、じゃ、今そういうことでやっているのがいつの時点になったらできますか。いつの時点に

なったら、その121名をきちんと収容してできる、それはいつになったらできますか。お答えください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

現在、来年度に向けていろんな方法で協議をしているところでございます。
以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃですね、来年度から実施できるようにというたら、この1年間の間の子供たちはどうなります。このガイドラインにも子供たちの人権を守りなさいというのもうたってますよ。そういうことからいけば、もう言葉悪いけども、ぎゅうぎゅう詰めでやっている状況でしょう、今。そして、今度は、例えば、前回も言ったかと思いますが、例えば、ぐあいが悪くなった子供たちがいた場合には、ちゃんと休養させる場所も1人当たり1.65平米で計算して121名したら、約200平米ほど必要だという数字的に出ますよね。それにプラスそういう休養する場所もきちんと整備しなさいというのがガイドラインにうたってあるけども、そういうのも今現在ないちゅうわけでしょう。そしたら、本当にもうここ1年の子供たちは何でという思いがあるんじゃないだろうか。ましてや今度は、保護者の皆さん余計にそういう思いがあるんじゃないかと思いますが、その辺どう思われますか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

保護者の皆様、また、児童の方々に御迷惑をかけているということは十分に承知をしております。その中で物理的な時間がかかっているということで御案内させていただければと思います。
以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃ、また加えてお尋ねします。
そういう中でガイドラインには障害がある子供さんたちも積極的に受け入れなさいというのがありますよね。そうすると、29年度の場合は92人の中で7名さんいらっしまったということ。じゃ、ことしがその121名受け入れた中でそういう障害がある子供さんたちがどれくらいいらっしゃるか、それをちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今年度11名（113ページで訂正）をお預かりしております。
以上です。

○8番（大川隆城君）

それとですね、今度は支援員の皆さん、昨年度までは6名さんだったかと思いますが、その6名さんが今度は平成32年までに資格を持つようにならなくちゃならないということがあったと思います。そして、昨年は6名さんのうち4名さんが資格をお取りになったという話を

聞いたかと思いますが、今回、その子供の人数がふえた分について、その支援員の皆さんは増員されたものか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それと、今言う障害がある子供さんがふえたということについて、じゃ、その障害のある子供さんたちに対応するための専門員の方というか、そういう方を配置されているものかどうか、その辺も加えてお尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、支援員の人数ですけど、これは定員120名に対して6名の支援員ということになっております。そういうことで現在6名の支援員、数字を満たしております。

また、資格を取った者については去年3名の者が資格を取っております。さらに、ことし研修を——去年、実は応募しておりましたが、途中でタイミングがずれて最終的な研修を受けることができませんでした。そういうことで引き続きことしも研修を受けて、ことし資格を取る予定になっております。

残り2名については、経験年数が少ないことから、研修するという資格、受講する資格を持っておりませんので、最大4名が有資格者になると思います。

さらに、仕組み上は1人の支援員にもう一人の補助という2人1組で設置をしておりますので、上峰町、120人お預かりする場合に3名支援員の資格を有しておれば、それで条件は満たすというふうになっております。

さらに、障害を持つ子に対して増員についてはできておりませんので、支援員の資格を持った者が積極的に当たるというふうに運営をしているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今まだ最終的にどうするか決まってないというふうな答弁だったかと思いますが、じゃ、町の総合教育会議の中で教育委員さん皆さんが出席されて、先ほど言ったような結論を出されましたよね。この取り扱いを、何というか、全然無視してという言葉がちょっとあれかどうかちょっとわからんけども、とにかくそれはもう聞いただけみたいな感じにしかちょっと聞こえないもんですからね。教育に関係する委員さん方みんなの意見がそういう意見でまとまったわけでしょう。じゃ、やっぱりその方向で進むべきじゃなろうかと思うわけですよ。

そのとき、たしかプレハブ住宅でもどうかという話が出たかと思いますが。そうすると、費用が、例えば、電気を引く、水道を引く、いろいろすると、結構な金額がかかるという話も出たかと思いますが。しかし、上峰の将来を託する子供たちをいかに健全に育てるかの一環としての学童保育をするということについては、やはり少々お金が要っても、それは当然必要じゃないかという思いがするわけですけども、とにかくせつかくそういう関係する皆さんの合意で最終的にこうですよという結論を出されたとするなら、それに沿うて、例えば、予

算要求については執行部とするとかというふうなことをするべきじゃないかと思うけど、その辺いかがですかね。もう本当ちょっと私としては解せない感じがしてならんわけですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

繰り返しになりますが、複数の案を検討する中の一つということで御理解いただければというふうに思います。今後、その中で方向性も決まっていくというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

しつこく聞くようですけどもね、これはもう大事なことなんですよ。八十何名しか収容できるところに1.5倍、121人の子供たち入れてみらんですか。それはもうぎちぎちですよ。と同時に、静かにしなさいと言ったって、決して静かにするもんじゃないですよ。そういうことをいろいろ考えると、早く解決せんことには子供たちかわいそうですよ。

それで、先ほどちょっと言われたように、ほかの教室を、例えば、授業が終わった後の空き教室を利用する、それも一つの方法じゃあろうねという思いがします。じゃ、それできちんと当面はそういうことでやりますよというふうなことでの方向性を決めてやってもらえれば、この間のつなぎといいますか、応急処置はできようけれども、それもまた未定というならば、それこそあの場所に120人押し込み押し込みでということでしょう。かわいそうですよ。早く、一日でも早く解決するようにしてくださいよ。その辺、ちょっともう一回お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

恐れ入ります。一日も早く解決するという方向で進んでいるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかくここで押し問答してもあれですけども、とにかくまずは子供たちのためということのを頭にしっかり置いてもらって、今、検討をいろいろやられていると思うけれども、それこそ一日も早く結論を出して、その対応をしてください。

できますならば、2学期入る前、夏休みぐらいいまでは何とか答えが出るように努力をしてくださいよ。そうすると、2学期以降はきちんとした形で収容してもらえれば、もう親御さんたちも安心されて預けていかれましようし、子供たちだって気持ちよく過ごすことができるようになるだろうと思いますからね。一応の目安としては2学期の始まる前までには結論を出すということで取り組んでください。その辺ちょっと意気込みを一言くださいよ。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より御案内いただきました方向で進んでいきたいというふうに思います。

以上です。（「よろしく願いしておきます。次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

質問事項2、学校施設の整備について、質問要旨1、小学校北側通学路沿いの法面整備はどうかについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項2、学校施設の整備についての要旨1、小学校北側通学路沿いの法面整備はどうかという御質問についてお答えをいたします。

のり面は昨年11月に竹やぶや樹木伐採を行い、きれいな姿をあらわしました。さらに、遺族会の皆様により桜の木を3本植樹をしていただきました。

御案内いただきましたように、根元より伐採してしまいましたツツジも新しく枝を伸ばしてきております。現在、3段のツツジ、それぞれに30株ほどございまして、全部で90株ほどございますが、それぞれ新しく枝を伸ばしております。

今後も、のり面の草刈りを継続的に行い、維持管理に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ですからね、伐採した後は草が生える、それを伸びたら草刈りをする、それで今もされておりますよ。しかし、あそこもなかなか斜面が緩やかじゃない、ちょっときつい角度ですよ。そうすると、小学校の1年生、2年生なんかは、どっちかという危ないぐらいあるんですよ。それで、あれはでこぼこしているものですからね、こう見よったら、荷物を落として、それを取りにおりよって滑ったということもありました。だから、本当小さい子が見よったら危ないんです。ですから、早く何とかそういう危険防止のための施策といいますかね——をせんといかんじゃないかという思いがするから、どのように考えますかということでお尋ねしてるんですよ。ただ、あそこを草が伸びたら刈ります、それくらいのことは誰でも思うですよ。

それ以上に何かをして、例えば、下は川が流れています。運悪く下までごろごろと転んでいって川の中にぼちちゃんと落ちた、それでけがをした。例えば、溺れたとか、いろいろ出てくる可能性もなかじゃないわけですよ。ですから、早くあそこをそういう危険防止も含めて何とかせんといけんじゃないですかという話をしているんです。

それで、地元の生産組合からもいろいろ過去にあったという話聞いたら、川にいろんなやつが落ち込む、例えば、刈った草が入り込むとか、いろんなやつがある場合もあるから、そういうことがないようにしなさいというふうな申し入れがあったようにも聞くわけですよ。ですから、そういうことも含めて、じゃ、あそこが一番下の三面張りしてあるところに、例えばよ、土どめの的なやつを設置してするとか、いろんなやつを考えていけんじゃないかと思

うからね、お尋ねをしてるんです。

そして、さっき言ったように、一番上にロープ張っているのもゆるゆるで、杭は動く、ああいうのも本当、例えば、しっかり——例えばですよ、パイプでもするとか、ガードレールのなやつをするとかって言うたら、もうその心配は大分薄れるけれども、今現在のやつじゃ、あれだって、ずっと持って遊びながら行ってるんですよ。そういうやつはもう皆さんたちも多分いつも見てあると思うから心配するんです。ですから、早く何らかの手だてをせんといけんじゃないかという話をしているんですから、もう少し前向きに、具体的なこういうふうにやりたいといふなことを示してもらいたいんですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御提案いただきました水路の横に土どめブロックとか、それから、私どもも張りブロックとか、それから、置き型の真っすぐ立ってブロックをついてとか、いろいろ検討はさせていただいているところでございます。

また、その段階で、現在、御案内いただきましたトラロープにつきましても、北側まで全て新しく杭を打って、トラロープを北の道路のところまで張らせていただいております。

さらに、杭につきましては、緩みがあるときには常々また杭をたたき込んで、しっかりと維持しているところでございます。

さらに、トラロープは確かに子供が引っ張るたんびに緩んでおりますので、都度都度点検しながら安全策に努めているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

あのですね、事務局長、今のトラロープの話、杭の話、もうそんなつくって言わんでいい。私はけさ見てきているんですよ。だからこそ言えるんですよ。だからね、今から真っすぐ行ってんですか。ゆるゆるですよ。ロープもこうなっていますよ。だからね、もうそういうふうにごこの場でいろいろ取り繕わんで、じゃ、あしたでも早速きれいにやり直しますぐらい言ってください。そうせんと、もう全く信用性がない。

それとですね、今、言われたようにツツジの伐採をしたときの話も多分言ったと思いますが、学校現場の長は校長先生でしょうと、じゃ、その関係する人、学校関係やったら、校長先生あたりと教育委員会と十分連絡、連携をとって、じゃ、ここはどうします、ここはどうしますという協議を十分やって、そのことに当たってくださいという話もしとったかと思えますよ。ただ、さっき言いますように、現場からはどうなっじやろうか、教育委員会から何も示しがなかばってんが、どぎゃんなっかわかりませんという声が聞こえてくるちゅうことは、しとらんちゅうことでしょうか。そういうことだって、もうこっちも心配するからこそ言っているんですよ。

もうちょっと真摯に受けとめてもらってね、やっぱし当然教育委員会が学校より上部団体

ということはわかりますよ。しかし、協議することは当然必要でしょう。あなた方が自分の判断でこうだと思っても気づかない面だってあるはずなんです。そういうことはきちんとやっぱし小さいことも大きいことも含めて、きちんとお互い相互理解した上で対策をどうするこうするとするためには、協議することは絶対必要でしょう。やってくださいよ。それをやってもらえれば、現場からそういう声は出てこないはずなんです。出てきているちゅうことはしていないちゅうことの裏返しなんです。どうですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私はきのう、日曜日の朝、現場に行って再度確認をさせていただいておりました。けさ、また緩んでおるということであれば、大変申しわけなく思います。

また、学校長との協議ですが、直接学校長との協議をしては確かにおりません。あそこを維持管理するときには事務方の職員、また、学校の用務、そういう学校の事務方の方たちと維持管理に努めているところをございました。この方向については、また学校長と情報を共有したいというふうに思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

あのですね、やっぱしどこの部署だってそうかと思います。今、言われたように、小学校の関係は事務方の先生とかと連絡とってやりましたということだけれども、やっぱしそのトップは、何遍も言いますように学校長、校長先生なんですよ。そうすると、校長先生もやっぱしどうかちゅうことはちゃんと把握しときたいというか、しとかんといけんだらうという思いもあるわけですよ。そうすると、そこまで一つ一つ細かいことまで届けばいいけども、届かなかった場合は、私には何も報告、連絡がないというふうになってしまうんですよ。だからこそ、だからこそ、何ですか、事務方の先生とすることも当然いいけれども、そこにもう一人学校長さんも入ってもらおうとかいう関係する人みんながお互いに共通理解するようなことをしてもらいたいというわけなんです。

ですから、これも先ほどちょっとあったように、とにかく危険であることには間違いないから、もう早く、これまた早く何らかの措置をするようにやってください。これぜひお願いしときます。

では、次、お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、中学校グラウンド西側のフェンス、及びネットの改修はどうか、またグラウンド南側の排水不良の改修はどうかについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項2、学校施設の整備についての要旨2、中学校グラウンド西側のフェ

ンス、及びネットの改修はどうか、またグラウンド南側の排水不良の改修はどうかという御質問についてお答えをいたします。

まず、破れておりましたフェンス及びネットについては、4月から5月にかけて補修を行いました。破れていた部分にナイロンネットを張りつけております。

また、グラウンド南側につきましては、わだちをならし、表面を均一化しています。さらに、草刈りを行い、雨水がたまらないように維持しております。新しく設置した排水ポンプの効用とあわせて、梅雨や大雨時に経過観察を行いたいと思います。

さらに、御指摘いただきました排水路の泥あげについては計画をしておりますが、まず、のり面の草刈りのほうから進んでおりましたので、排水路の泥あげについては今後の計画ということで進んでいるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の部分もですね、グラウンドの南側、町営プールのフェンスから北に約二、三十メートルぐらいですかね、あそこは全然利用されていませんもんね。何でかという、排水が悪いもんだから草が生えてるんですよ。今、その草刈りはしたという話、多分いつものよんなさろうけれども、あそこは利用されてないです。

例えば、体育大会とかなんかあるときには、あそこは駐車場での利用はされていますよね。ただ、おっとどっこい、排水が悪いもんだから、じゅちゃじゅちゃ。そうすると、乗り入れたら、何もかもわだちがこうついて、車をおりて歩くとも足が汚れてどうのという話に、いつも聞くわけですたいね。当然、局長の耳にも入ると思うけど。

ですから、やっぱり排水口ばさらえてですね、排水がよかふうに行くことになるならば、当然乾くと思うんですよ。だから、やることをまずそれからやったら、余計利用ができるというのはもう見えるけんですね、まずは、それからやってほしかったわけですよ。

先ほどもあったように、前回、正門から入ってきて、駐輪場から、あの辺が水浸しになってっていうふうなことの解消のためにポンプで排水をする、それは確かにしてもらいました。ただ、その関係でも側溝は途中までは整備されているけども、それから先は全くされていない。あれが町営プールの南側になりますかね、あの水路に落ちるようになっていきますよね。あれ、結構大きいですから、こっちをさらえてして、あとはグラウンド内に少し切り目というか、何ちゅうかな、小さい浅い側溝でも入れたら結構水は切れるんですよ。だから、そういうことを先にやってほしいわけです。

ですから、私は以前このことも伝えとったから、当然今度の6月補正には、当初は間に合わんちゅうことはもう大体わかっていましたから、今度の補正にその改修費用が予算が上がっているだろうと思ったら、上がっていなかったもんだから、再度また確認に行ったら、そのまんま。

ですから、やはりちょうど今は梅雨どきですからね、もうあの辺が排水不良でびちゃびちゃになることはもうはっきりしてます。そうすると使われないとかなんとかでいろいろ出てきます。だからこそ早くしてほしいがために言ってるんですよ。だから、もうその辺ぜひお願いします。

だから、今後どうですか、すぐされるか、その辺いっちょもう一言お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御指摘のとおり、プールの北側、二、三十メートル、本当に利用してないという、どちらが先かという話にもなりますが、草が伸びて、そこに水がたまって、水が保水してじゅくじゅくになっているということで、まず草を刈りました。

それから、少しソフトボールのバックネット側になると、今度は上坊所のお宮の樹木の日陰になってしまって、そこがなかなか乾きづらいという状況にもございました。そういう複数の案件が重なって、なかなか乾かないというふうになっているというふう認識をしています。

また、側溝につきましては、完全に泥あげをしてということまではまだできていませんが、水の流れについてはプール側のほうに流れを少しできるようになりました。

また、今後、この梅雨どきを見ながら、引き続き、その流れをしっかりとつくって乾くように努めていきたいと思えます。

また、本当に、例えば、グラウンドの中に暗渠排水なりが必要かというのにつきましては、また、計画は持っておりまして、その事業の予算が全体で幾らかかるかというところまでは詰めております。あとはその費用対効果であるとか、そういうまた今後御相談しながら進めていくというふうになります。段階的に進めていきたいというふう考えておりますので、少しお時間をいただいているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、また費用対効果という言葉が出ましたが、それこそ側溝をきちんと整備して排水ができて、今言うプールから二、三十メートルの範囲の土地が利用できるようになるちゅうことだったら、もう費用対効果は抜群じゃないですか。

それで、先ほどは上坊所地区の関係での枝のという話も出ましたが、現地行ったら、あれ桜の木ですかね、あれ結構長いですよ。それがずっと伸びて、それで陰をつくっているんですよ。だから、そういうことも今言う排水不良で使われないから、そのまんましているわけでしょう。ですから、あそこがもうきちんと排水がきちんとなって利用できるならば、枝打ちしたって、それはもうよかつじゃないですか。そうすると、30メートルの東西幾らですか。あれだけの面積が利用可能になったら、うんと利用価値上がりますよ。

で、梅雨のコートに関連もありますけどね。やっぱし中学校のあのグラウンドは排水がい

いグラウンドというのが評判だったでしょう。私は今でも覚えてますけどね。郡内、県内でも排水のいいグラウンドですよってというのが売りやなかったですか。そういうことを思えばね、やっぱし——それはもういつまででもそのとおりちゅうことはないちゅうことはわかります。ですから、その都度その都度改修が必要なら、もうちゃんちゃんと取り組んでいくべきことであることも間違いないでしょう。だから、だから、やってほしいんです。

ですから、先ほども聞いても、ちょっと何か時間がかかるような答弁だったけど、もうすぐにもやりますぐらい言ってくださいよ、お願いします。あともう一言。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御紹介の排水がいいグラウンドであったということにつきましては、現在、グラウンドの表面がかちかちになっておりまして、雨が降った後に表面水が流れて下にしみ込まないという状況になっているところでやっております。そういうことで、今、軽トラックにメッシュのグラウンドをずっと耕していく、そういう仕組みをつくって、そういうことでまずは維持管理をさせていただいております。

今後、本当に予算を伴う工事につきましては、またあわせて議論させていただいて、また御提案させていただければというふうに思っています。

以上です。（「よろしく願いしときます。次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、4時15分まで休憩いたします。休憩。

午後4時4分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問要旨3、中学校野球部のグラウンド使用の改善策はどうかについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項2、学校施設の整備についての要旨3、中学校野球部のグラウンド使用の改善策はどうかという御質問についてお答えをいたします。

現在、練習はゲージと呼ばれるかごの中や移動式フェンスを用意して行っております。グラウンド東側の防球ネットは、現在バックネットよりも高く設置をされております。近隣の

宅地開発が進む中では、試合については環境の整った野球場などで行うのが双方のためというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の答弁では、東側の防球ネットを設置している。そういうのがそろっているところなのがいいと思っているという答弁やったけれども、違うのかな。じゃ、ごめんなさい、ちょっと理解し切れなかったから、もう一回お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

失礼をいたしました。

先ほど練習のほうは学校のグラウンドでゲージの中でしたり、それから、防球ネット、高さを少し上げてやっておるということを御案内しました。

そして、正式な試合ですね、試合については、環境の整った野球場などで行うのが近隣の住宅の皆さんと学校側双方のためだというふうに考えていますということでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、中学校のグラウンドでは野球部の練習だけはやる、そして、試合は中央公園あたりでやるということですか。そうすると、さっき防球ネットを設置したので、その心配はないような話をされましたけれども、もう向こうには飛んでいったりは全然ないわけですか。住宅地からはボールが飛んできて困るという苦情があつてるちゅう話はもう聞いておりましたし、それで、先ほどもちょっと触れました、今、体育館のすぐ南側に造成あつてますよね。あそこにも8軒か9軒かできるようなことになっていますが、あそこにも学校の横だからそういうこともありますよというとは前もって言うとかんばいかんですよというふうな話も出ていましたですよ。そしたら、それは当然伝えているということだったけれども、もう既にその南側の住宅地あたりからはもう苦情が大分来ているというふうな話も聞きましたよね。

じゃ、それを先々また、今、造成しているところは近いもんだから、可能性としては余計来る可能性があるやんかいという話のこともした覚えがあるわけですよ。そうすると、それが試合じゃろうが、練習じゃろうが、飛んでいく可能性はそのままあるということでしょう。もう一遍言いますが、防球ネットをしたから、もうその苦情が来ることについてはないように解決するようになったということですか。その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

済みません。少し詳しく御案内しますと、以前、防球ネットを高く——もう既に高くしております。それでも、やっぱりフォアボールは試合中などはどこに行くかわからない。思い切って振ります。その中で住宅のほうに飛びますということをして1つですね。

そして、今、練習は、そういうことで、防球ネットを越えていきますので、打者はゲージといって、かごの中に入ってバッティング練習をしております。そういうことで、練習はそういうゲージ、かごの中で練習をして、さらに、1塁側とか、3塁側はフェンスを立てて、それ以上ボールが行かないような練習方法をとっているということでございます。

それで、試合となりますと、そのゲージ、かごの中では、それをはらいますので、試合となりますと、もうファールボールが近隣の住宅側に行ってしまうということなので、正式な試合は中学校のグラウンドでは控えているという状況にあります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、バッティング練習をするときに、そのゲージの中ですということについては、外にボールが漏れないということですか。それはもう全然漏れない——全然漏れない。後の心配ないですか。

いや、何でもこういうふうになんか念を押して聞いてもらおうと、今回ほら、部外からの部活指導者の方をおいでしていただくのも野球部というふうな話を聞いてましたですね。それに加えて、先ほども触れましたように、野球部の部員がふえたと、単一チームで試合にも出れるようになってきたという、いい方向に向いているからですね、じゃ、もうそれならなおさら伸び伸びと練習もされるように、また、試合もされるようにというふうな環境を整える必要があるじゃないかと。じゃ、すぐ目の前にいいグラウンドがあるのに使えないというとは、それはもうちょっと部員にしてみりゃ悲しいことやないかという思いがするから、ボールが飛んでということを防ぐためにはバックネットを南側のほうに、からとすれば、大分緩和されるんじゃないかというような意味合いで以前もそういう話をしたかと思うわけです。

だから、さっき質問しとった排水不良を早くよくなして、あそこだって有効利用されるようにすれば、どちらも一挙解決で、それこそ費用対効果も出るわ、利用価値もうんと上がるじゃないかということで質問をしていたわけです。

じゃ、もうそのゲージですれば、もう絶対外に行く可能性はゼロで心配ないですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ゲージについてももう少し御案内しますと、打撃練習のときに、本当に包み込まれているようなゲージになります。プロ野球の練習とか、そういうときも使っているような高くて横幅もしっかりあって、その中に生徒が入って、ピッチャーが投げた球を打つと。例えば、ファールボール、住宅街のほうに打てば、そのゲージのところにはぶつかって住宅のほうには飛んでいかないというような中で練習をしてるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そういうふうで、ゲージ利用でその辺のボールが飛んでいくのが防止できるというのはそ

れにこしたことはありません。そうすると、それについて今度はもう部員がふえる、また、部外からの指導者もおいでいただくならば、なお部員がふえる可能性が出てくるちゅうことで、もう喜ばしい限りですから、それはまた子供たちが一生懸命野球で頑張ってくれるように今後も御指導いただきたいと思えます。

もう今の言葉、信用しときますんで。はい、じゃ、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨4、小学校の教室が足りないと、よく聞くが今後、解消にむけて増・改築、または新築、どう考えているのかについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項2、学校施設の整備についての要旨4、小学校の教室が足りないと、よく聞くが今後、解消にむけて増・改築、または新築、どう考えているのかという御質問についてお答えをいたします。

小学校は今年度、1年生が4月の1日の日に1人転校があつて1クラスふえることができました。4クラスになっております。さらに、特別支援学級の教室が1クラスふえて7クラスになりました。一度に2クラスふえたために、従前のTTルームを通常教室にするとともに、特別支援学級の教室内の壁をつくり、2クラスに分けるということで対応をいたしました。

学級数については今後5年間の幼児、児童の増を検討しましたところ、0歳から5歳までの現状の人数では新1年生は3クラス編成の予定人数でありました。また、現在の1年生から6年生においても、現状のクラス数で対応できるものというふうと考えております。よって、今後、増改築、または新築ということは必要はないというふうに分析をしております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の説明の中で、ことしの新1年生が4クラスになったと。一時期は来年度以降も1年生が4クラスになるんじゃないかというような予測といいますかね、話がありました。それをちょっと時期は忘れましたが、確認したら、来年は3クラスでおさまりそうだっていう話も聞いたもんですから、その分についてはよかったなと思っていました。

ただ、今度は特別学級、ことし、先ほどありましたように、ふえましたね。そうすると、人数的にも去年からことしなったら約倍ぐらいになってます。そうすると、その傾向は来年度以降はまた増加の傾向に行きはしないだろうかという心配といいますか、そういうあれを思うわけですね。そうすると、今現在、1つの教室を2つに分けて使っているけれども、なかなか足りない。と同時に、いろいろあつてなかなか大変だという話も聞こえてくるわけです。やっぱり先々足りない足りないという話がよく保護者の皆さん、あるいは学校の皆

さんからも聞こえてくるものですからね、今まではそこも北校舎かな——が、耐用年数がもうちょっとぐらいですかね、もうちょっとぐらいしかないけれども、長寿命化で何とかうまく長期利用できるようにちゅうことでいろいろ計画されているとかという話は聞いたわけですが、もうそうしながらも、いよいよそういうふうで足りんならば、やっぱし部分的増築なり考えていかんことには、足りんとを一生懸命2つ割り、3つ割りでしながでもと言いながら、もう不都合ばっかし出てきていかんなら、もうその辺を思い切って、さっき言ったような増築なりを考えればいけんじゃなからうかなという思いがしてるわけですが、その辺の、1年生はそうかもしれんけど、特別学級あたりの見通しといたしますか、その辺はいかがでしょう。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

特別支援学級について御質問をいただきました。確かに近年、とても人数がふえてきております。それはその症状を支援のときに病院の先生のほうに診断に行きますと、どうしても症状ということで病名がついてまいります。そうすると、もう支援学級の検討ということになります。そういう中で今後もふえていくというふうに考えています。

さらに、ことし4クラスになりましたが、来年また3クラスになりますので、1クラス分の教室はあきます。ここに特別教室がもし1クラスふえても大丈夫ですし、最悪2つに分ければ、2クラスまで特別教室のふえることは対応が可能というふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

加えましてですね、以前も同じようなお尋ねをしたかと思いますが、今度は支援員さんの問題。今、スペースがないと、だから、どこにしようもないというか、おり場がないみたいなことで、今、7人さんですかね、8人さんかな、いらっしゃる中で、何人かはここ、何人かはここみたいなことになっているようにもちょっと聞くわけですよ。結局ゆっくり、休み時間ゆっくりできるようなスペースがもうないからっていうふうなことも聞こえてくるわけですよ。ですから、それもまた労働環境の整備に関係してくるかなというような思いもあるし、そういうことを思うときに、やっぱスペース的にもう少し必要じゃないだろうかということになってくると、例えば、極端に言えば、1教室ぐらいはというふうな話にもつながってきはせんかなという感じがするわけですよ。ですから、やはり増築ということを考えればいかんじゃなからうかなというようなことを思ったりしたわけなんですけど、その辺についてはいかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

支援員の部屋といたしますか、控室といたしますか、そういうことについて御質問をいただきました。実際は支援員の昼休みも教室で給食を食べますので、最終的に部屋が必要な時間はどこかっていうと、学校が終わってから帰るまでの数分間ということになります。現在は図

書室の横の資料室のほうに席を設けて、そこで荷物を置いたりとか、そういうことで過ごしていただいております。

確かに窮屈ではありますが、必要最低限の労働環境はそろえているというふうに認識をしています。

また、その資料室は今回エアコンも整備をしました。図書室と連動してエアコンもついておりますので、劣悪な状況にはないというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

関連で申しわけないんですが、今エアコンの話が出ましたですね。そうすると、これまた保護者の皆さんの中から、北校舎——古いほうが北校舎ですかね。北校舎がえらい暑いと、エアコンがついてないとか、きかないとか、とにかくもう暑くてというふうな声が何人からとなく聞こえてくるわけですが、その辺、実際どうですか。私はそれはもうごめんなさい、確認してないからちょっとお尋ねするわけですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

エアコンの設備について御質問いただきました。

確かに小学校南校舎と北校舎ありまして、南校舎のほうは更新をして通常のエアコン、個別空調になっております。北校舎は従前のままの除湿ということで、比べると、やっぱり夏の暑いときにエアコンが冷えないという状況にあります。

もうすぐ改修のために、今回、九州防衛局のほうに御相談に行っております。防衛の補助金が使えないかどうかということで御相談をしています。この夏のうちに騒音測定をしていただいて補助に乗るかどうかがということで協議を進めていくように、今、打ち合わせをさせていただいているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、防衛省補助関係で除湿器の改修については協議中だということではありますが、やはりもう御案内のとおり、毎年暑くなりますよね、なっていますよね。だから、ことし、もう既に30度超したというようなことが何日もあつたりしていますから、なかなか子供たちも暑さを感じるが大いにあるかと思えます。ですから、今の話もなるべく早く進めてもらって改善ができるようお願いしておきたいと思えます。

それと、教室関係については、将来的には何とかクリアできるような状況にあるということでありましたので少しは安心しましたが、できますならば、その辺を保護者の皆さんとかに機会を捉えて、こうですよという説明といいますかね、そういうことをしてもらえれば安心されるかと思えますので、ぜひそういう場をつくってもらえたらと思えますが、それは例えば、PTA関係の会合あたりなんかするときに、全員が集まるんじゃないかと、役員さん

だけでも集まった席でも伝えてもらえれば、役員さんから皆さんに伝えてもらうということでも連絡はできるかと思えますので、その辺の説明をぜひやってほしいと思えますけども、お願いできますか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

小学校のPTAの皆さんとの機会をとということで御提案いただきました。今後、PTAの皆さんと協議する場等多々ありますので、そういう中でまた御案内できればというふうに思っています。ありがとうございます。

○8番（大川隆城君）

今の件、本当によろしく願いしておきたいと思えます。

最後に一言言わせてください。

もう何遍も言うようでありますけれども、小学校にしる中学校にしる、もうやっぱし大事な子供たちですからね、もう一人も欠けることなく、みんな立派に成長してもらいたいというのが議員さん方もそう、執行部の皆さんの思いも全く一緒だと思います。そうするためには、やっぱし関係する皆さんが大なり小なり何かあったら必ず協議をして、協議の場を持って、先ほどから何回も言いますように、共通理解のもとに取り組むちゅうことをぜひやってほしい。そうせんと、せつかく、例えば、局長がいいことをやろうとしても、それがよく伝わっていなかったら、変に伝わってみたりする可能性もなきにしもあらず、その逆もまたありというふうなことではできませんから、とにかくもう関係する皆さんとの協議はいつでもしながら、一緒になって取り組むということをお願いしたいということを強く要望して終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、幼児用遊具の整備について、質問要旨、中央公園の大型遊具そばに幼児用遊具整備を希望しているがについて執行部より答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

皆さんこんにちは。8番大川隆城議員からの質問事項3、幼児用遊具の整備について、要旨1、中央公園の大型遊具そばに幼児用遊具整備を希望しているがについてただいまから答弁いたします。

現在、上峰町中央公園には木製の大型遊具と小型遊具及び大型遊具の南側にはストレッチをする器具がございます。設置のほうは平成14年に中央公園完成とともに設置をしておるところでございます。既に今16年が経過しているところでございます。

大型遊具及び小型遊具につきましては毎年点検を行っておりまして、その点検の結果、平成28年度に木製の支柱の腐食とか劣化が進んでおりまして、緊急的な修繕が必要ということ

中央公園、あの地を憩いの、皆さんが集う憩いの広場的なスペースとして捉えらるるとするならば、当然小さい子供たちの遊具も必要なことはもう間違いないと思います。ですから、もう何でも一緒ですけれどもね、一日でも早くそういう整備をしてほしいんです。そうすると、また、ああ、上峰はあそこに行けば、小さい子供から大きい子供まで遊ばせるスペースがあるからいいなというふうに評価が上がればですね、それこそ町全体の評価が上がることにもつながるものですからね、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど言いました農村公園とか、そういうところにもできれば同じような小さい子供の遊具を置いていただければということでのお願いをしましたがですけども、もし、よければ、その辺、一言ずつお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうからの御要望といたしますか、御指摘といたしますか、農村公園のほうにもそういった遊具をとということのことだったかと思えます。そのことに関して答弁させていただきますけれども、今のところ、農村公園に関しましては遊具という遊具は小さい子供のための遊具が設置してあるかと認識しております。回転するようなやつとか、あとシーソーとか、そういった程度のものが簡単なやつがちょっとあるぐらいだと思っております。

そこにそれ以外のものということでの御要望かどうかということ、ちょっと私わかりませんが、その農村公園の中に遊具を配置するとなると、それなり箇所数も結構ありますし、それなりの費用も発生してきます。今そういった検討というのは全然やっておりますけれども、地区のほうからの要望とか、住民の方からの要望等あれば、今後検討していく必要があるかと思えますけれども、今のところ、そういった言葉が聞こえてきませんので、検討していないのが実情でございます。

以上、答弁いたします。

○8番（大川隆城君）

とにかく中央公園のあの地には、そういうふうな子供たちの小さい子供たちのやつもぜひ近々に整備をしていただくように協議をしてもらいたいと思います。

それと、先ほどの農村公園と、もう一つ何やったか、児童公園ですかね——あたりにも、今回初めて要望するわけですが、できますならば、もちろん予算の関係も当然あります。そういうことも含めてこれまた検討をしていただき、できますならば、1つでも2つでもいいですから、そういう小さい子供たちが遊べるようなやつを設置する方向でぜひ検討してもらいたいということをお願いをしてこの項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで8番大川隆城議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 51 分 散会